

第2編 震災対策編

第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画に関する施策 2-209

第1章 総則..... 2-209

第1節 推進計画の目的..... 2-209

第2節 用語の定義..... 2-209

第3節 推進地域及び特別強化地域..... 2-210

第4節 防災責任者等の処理すべき事務または業務の大綱..... 2-210

1. 町..... 2-210
2. 県..... 2-211
3. 指定地方行政機関..... 2-212
4. 自衛隊..... 2-215
5. 指定公共機関..... 2-216
6. 指定地方公共機関..... 2-216
7. その他防災関係機関..... 2-217
8. 町民及び事業所等..... 2-218

第2章 南海トラフ地震防災対策推進計画..... 2-219

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項..... 2-219

1. 避難場所・避難施設、避難経路等の整備..... 2-219
2. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設..... 2-219
3. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路..... 2-219
4. 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備..... 2-219
5. 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等..... 2-219
6. 共同溝、電線共同溝等..... 2-220
7. 海岸保全施設等..... 2-220
8. 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等..... 2-220
9. 医療機関、社会福祉施設、学校等..... 2-220
10. ため池..... 2-220
11. 地域防災拠点施設..... 2-220
12. 防災行政無線施設..... 2-220
13. 備蓄施設等..... 2-220
14. 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備..... 2-220

第2節 津波からの防護..... 2-220

1. 津波からの防護	2-220
2. 円滑な避難の確保.....	2-221
第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	2-228
1. 地域住民等の避難行動等	2-228
2. 消防機関等の活動.....	2-230
3. ライフライン、通信、放送関係	2-231
4. 交通	2-232
5. 町が管理または運営する施設に関する対策	2-233
第4節 物資等の調達手配	2-234
1. 必要量、確保量の把握.....	2-234
2. 供給方法	2-235
第5節 関係者との連携協力の確保に関する事項	2-240
1. 応援要請・受援体制の構築	2-240
2. 帰宅困難者への対応	2-243
第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項.....	2-245
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	2-245
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項.....	2-245
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項.....	2-252
第7節 防災訓練に関する事項	2-254
1. 防災訓練	2-254
2. 防災関係機関等の訓練.....	2-255
3. 町民、事業所等の訓練.....	2-256
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項.....	2-256
1. 防災教育の実施方針	2-256
2. 町職員に対する防災教育	2-256
3. 町民に対する防災知識の普及	2-257
4. 児童・生徒等に対する防災教育	2-258
5. 防災上重要な施設管理者等に対する教育.....	2-258
6. 過去の災害教訓の伝承.....	2-258
7. 町及び防災関係機関の職員に対する南海トラフ地震に関する教育	2-258
第9節 南海トラフ地震防災対策計画	2-258

1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	2-258
2. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項	2-259
3. 防災訓練に関する事項.....	2-261
4. 地震防災上必要な教育及び広報	2-261
第 3 章 津波避難対策緊急事業計画.....	2-262
第 1 節 津波避難対策緊急事業計画の策定	2-262
第 5 部 東海地震に関わる周辺地域としての対応計画	2-263
第 1 章 総則.....	2-263
第 1 節 計画策定の主旨	2-263
第 2 節 基本方針.....	2-263
1. 計画の内容.....	2-263
2. 計画の範囲.....	2-263
3. 計画の条件.....	2-264
4. 計画の実施.....	2-264
5. 計画の位置づけ	2-264
第 3 節 今後の課題	2-264
第 2 章 業務の大綱.....	2-266
第 3 章 事前の措置.....	2-267
第 1 節 東海地震に備え事前に促進すべき事項.....	2-267
1. 情報伝達手段の整備	2-267
2. 建築物・構造物の耐震対策	2-268
3. 学校及びその他公共施設における対策	2-268
4. 道路・河川・地すべり等の対策	2-269
5. 被害想定調査の実施	2-269
第 2 節 事業所に対する指導・要請.....	2-269
1. 防災対策上重要な事業所に対する指導	2-269
2. 生活関連事業所に対する指導・要請.....	2-270
第 3 節 広報及び教育.....	2-271
1. 広 報.....	2-271
2. 教 育.....	2-272

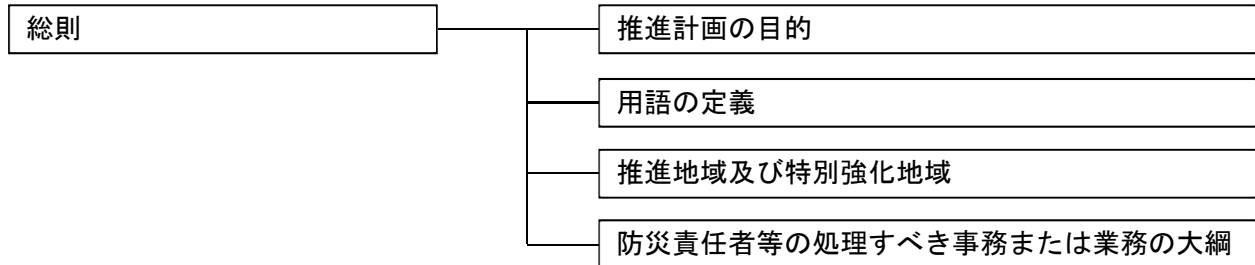
第4節 地震防災訓練	2-273
1. 町の訓練	2-273
2. 町民、事業等が実施する訓練	2-273
第4章 判定会招集から警戒宣言発令までの対応措置	2-274
第1節 判定会招集連絡報の伝達	2-274
1. 伝達系統及び伝達手段	2-274
2. 伝達体制	2-274
3. 伝達事項	2-274
第2節 活動態勢の準備等	2-274
1. 災害対策本部設置準備	2-274
2. 職員の参集	2-274
3. 判定会招集時の所掌事務	2-274
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	2-276
第1節 活動態勢	2-276
1. 町の活動態勢	2-276
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	2-281
1. 警戒宣言の伝達	2-281
2. 伝達事項	2-282
3. 町における広報	2-282
第3節 水防・消防対策	2-283
第4節 公共輸送対策	2-284
第5節 交通対策	2-284
1. 危険箇所の点検	2-284
2. 工事中道路の安全対策	2-284
第6節 上水道・電気・通信対策	2-284
1. 上水道対策	2-284
2. 電気対策	2-285
3. 通信対策	2-286
第7節 学校・社会福祉施設対策	2-287
1. 学校対策	2-287
2. 社会福祉施設対策	2-287

第 8 節 避難対策.....	2-288
1. 警戒宣言時の措置.....	2-288
2. 事前の措置.....	2-289
第 9 節 救護救援・防疫対策.....	2-289
1. 救護救援対策.....	2-289
2. 防疫対策.....	2-289
3. 避難者等の健康管理、二次健康被害の予防.....	2-290
4. 体制整備.....	2-290
第 10 節 その他の対策.....	2-290
1. 食糧、医薬品の確保.....	2-290
2. 緊急輸送の実施準備.....	2-290
3. 町税の申告、納付等に関する措置.....	2-291
4. 危険動物の逃走防止.....	2-291
第 6 章 町民等のとるべき措置.....	2-292
第 1 節 町民のとるべき措置.....	2-292
第 2 節 自主防災組織のとるべき措置.....	2-294
第 3 節 事業所のとるべき措置.....	2-295

第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画に関する施策

第1章 総則

< 施策の体系 >



第1節 推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画として、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助並びに時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本章に記載のない事項は、「第1編 総則」及び「第2編 震災対策編」によるものとする。

第2節 用語の定義

この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(5) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第3節 推進地域及び特別強化地域

鋸南町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という）及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」として内閣総理大臣に指定されている。

第4節 防災責任者等の処理すべき事務または業務の大綱

町ほか防災責任者及び防災上重要な施設の管理者、町民、事業者等の処理すべき事務または大綱については、「第1編 総則—第3章 防災責任者等の処理すべき事務または業務の大綱」により、次のとおりである。

1. 町**表 4.1.1 町における業務または業務の大綱**

機関の名称	業務または業務の大綱
町	(1) 鋸南町防災会議及び鋸南町災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設の整備に関すること (3) 町内にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること (4) 防災訓練の実施に関すること (5) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること (6) 災害の防除と拡大防止に関すること (7) 警報の伝達ならびに避難情報等に関すること (8) 救助、防疫等災者の救助及び保護に関すること (9) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (10) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (11) 被災町営施設の応急対策に関すること (12) 災害時における文教対策に関すること (13) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (14) 近隣市町との相互応援協力に関すること (15) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (16) 被災施設の復旧に関すること (17) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (18) 災害時における自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること (19) 被災者の生活再建支援に関すること (20) 義援金品の受領及び配布に関すること

安房郡市広域市町村圏事務組合	(1) 消防事務（消防団事務を除く）及び救急事務に関すること (2) 火葬場施設・設備の維持・管理及び応急対策に関すること (3) 粗大ゴミ処理施設の維持・管理及び応急対策に関すること (4) 地域救急医療対策（夜間急病診療事業、在宅当番医制事業、及び病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業）に関すること
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防本部	(1) 災害及び2次災害の予防警戒及び防除 (2) 人命の救出、救助及び応急救護 (3) 消防、水防その他の応急処置 (4) 災害時の救助、救急、情報の伝達 (5) 危険物の安全確保のための指導
消防団	(1) 火災その他の災害の予防 (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物等の措置に関すること (4) 災害時の情報収集に関すること (5) 水防作業に関すること (6) 行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること (7) 避難活動に関すること (8) その他の消防・水利に関すること
鋸南地区 環境衛生組合	(1) 施設の防災対策 (2) 災害時のがれき、し尿、ごみ等の処理
南房総広域 水道企業団	(1) 水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

2. 県

表 4.1.2 県における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
県	(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備ならびに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災県営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること (17) 被災者の生活再建支援に関すること

	(18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
安房地域 振興事務所	(1) 町が処理する事務、事業の指導及びあっせん (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示 (3) 災害救助に関する連絡、調整 (4) その他の災害の防除と拡大の防止に関すること
安房土木事務所	(1) 県管理港湾及び海岸施設の保全と復旧 (2) 道路、橋りょう、河川の保全と復旧 (3) 災害時における水防情報の収集、報告及び応急工事の実施 (4) 水防に関する施設の整備
安房保健所	(1) 災害による傷病者への医療、救護活動の支援 (2) 災害時の防疫活動の対策 (3) 被災者の健康管理及び食品衛生指導 (4) 飲料水の安全確保対策 (5) 愛玩動物等の救助及び保護
安房農業事務所	(1) 林地及び林業用施設の保全と復旧に関すること (2) 保安林、保安施設の保全に関すること (3) 農業用施設の保全と復旧に関すること
館山水産事務所	(1) 漁船等の安全対策、漁場施設等の保全、産地卸売市場対策、災害による現地調査及び応急対策の指導 (2) 災害時に被災者、物資等の海送及び旅客運行への協力
南部漁港事務所	(1) 管内漁港の保全と復旧 (2) 管内漁港の応急対策 (3) 災害時における、被災者、物資等の海送移転等応急輸送対策への協力
警察本部 館山警察署	(1) 災害情報の収集 (2) 被災者の救出及び避難誘導、被災地の警戒 (3) 死体(行方不明者)の捜索ならびに検視 (4) 交通信号施設の保全ならびに交通規制 (5) 危険物、爆発物の保全 (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持

3. 指定地方行政機関

表 4.1.3 指定地方行政機関における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
警察庁 関東管区警察局	(1) 管区内各警察本部の災害警備活動の指導及び調整に関すること (2) 管区内各警察本部の相互援助の調整に関すること (3) 他管区警察局及び警視庁ならびに管区内防災関係機関との連携に関する こと (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること (5) 津波、噴火警報の伝達に関すること

<p>財務省 関東財務局 千葉財務事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 立会関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事 (2) 融資関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事 (イ) 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事 (3) 国有財産関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 (イ) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 (ウ) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡または貸付に関する事 (エ) 災害の防除または復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払または貸付に関する事 (オ) 町が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付または譲与に関する事 (カ) 町が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与に関する事 (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害関係の融資に関する事 (イ) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事 (ウ) 手形交換、休日営業等に関する事 (エ) 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する事
<p>総務省 関東総合通信局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電波及び有線電気通信の監理に関する事 (2) 防災行政用無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧無線局及び孤立化防止用無線局の開設、整備についての指導に関する事 (3) 災害時における非常通信の確保に関する事 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関する事
<p>厚生労働省 関東信越厚生局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国立病院の避難設備の整備及び防災訓練等の指導に関する事 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示調達に関する事 (3) 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調達に関する事
<p>厚生労働省 千葉労働局 木更津労働基準監督署</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
<p>農林水産省 関東農政局 千葉県拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防対策 <ul style="list-style-type: none"> (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施または指導に関する事 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事

	<p>(オ) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する こと</p> <p>(3) 復旧対策</p> <p>(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る 海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の 緊急査定の実施に関すること</p> <p>(イ) 災害による被災農林漁業者等に対する資金融通に関すること</p> <p>(4) その他</p> <p>(ア) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること</p>
<p>林野庁 関東森林管理局 東京事務所</p>	<p>(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること</p> <p>(2) 災害復旧用材(国有林)の供給に関すること</p>
<p>経済産業省 関東経済産業局</p>	<p>(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する こと</p> <p>(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関するこ</p> <p>(3) 被災中小企業の振興に関すること</p>
<p>経済産業省 関東東北産業 保安監督部</p>	<p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気及びガス等の危険物等の保安に関 すること</p>
<p>国土交通省 関東地方整備局</p>	<p>管轄する道路、河川についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を 行うよう努める</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>(ア) 防災上必要な教育及び訓練</p> <p>(イ) 通信施設等の整備</p> <p>(ウ) 公共施設等の整備</p> <p>(エ) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>(オ) 官庁施設の災害予防措置</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>(ア) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</p> <p>(イ) 災害対策の助言・協力</p> <p>(ウ) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等</p> <p>(エ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>(オ) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>(カ) 災害発生が予想されるときまたは災害時における応急工事等</p> <p>(キ) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄</p> <p>(3) 災害復旧等</p> <p>(ア) 港湾施設、海岸保全施設及び空港施設等の整備に関すること</p> <p>(イ) 港湾施設、海岸保全施設及び空港施設等に係る災害情報の収集及 び災害対策の指導、協力に関すること</p> <p>(ウ) 直轄工事中の港湾施設、海岸保全施設及び空港施設の災害応急対 策に関すること</p>
<p>国土交通省 関東運輸局</p>	<p>(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること</p> <p>(2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること</p> <p>(3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること</p> <p>(4) 災害時における応急海上輸送に関すること</p> <p>(5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること</p>

国土交通省 東京航空局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
国土地理院 関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 (3) 地殻変動の監視に関する事
気象庁 東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(1) 気象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事 (2) 異常気象時における気象予報及び警報等の発表・通報に関する事 (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事
海上保安庁 第三管区 海上保安本部 (勝浦海上保安署)	(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関する事 (2) 船舶交通の安全、危険を防止または混雑を緩和するための船舶交通制限に関する事 (3) 海上における人命及び財産の保護ならびに公共の秩序の維持に関する事 (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関する事
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事 (3) 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事 (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事
防衛省 北関東防衛局	(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事

4. 自衛隊

表 4.1.4 自衛隊における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
自衛隊	(1) 災害派遣の準備 (ア) 防災関係資料の基礎調査に関する事 (イ) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 (ウ) 鋸南町地域防災計画に合致した防災に関する訓練の実施に関する事 (2) 災害派遣の実施 (ア) 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関する事 (イ) 災害救援のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付譲与に関する事

5. 指定公共機関

表 4.1.5 指定公共機関における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) (株)NTTドコモ (株)KDDI ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備に関する事 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	(1) 医療救護に関する事 (2) こころのケアに関する事 (3) 救援物資の備蓄及び配分に関する事 (4) 血液製剤の供給に関する事 (5) 義援金の受付及び配分に関する事 (6) その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会 千葉放送局	(1) 町民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 (2) 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事 (4) 被災者の受信対策に関する事
東日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	(1) 鉄道施設の保全に関する事 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	(1) 災害時における貨物(トラック)自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
東京電力パワーグリッド(株) 木更津支社	(1) 災害時における電力供給に関する事 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
日本郵便(株)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策 (ア) 被災地に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 (オ) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

6. 指定地方公共機関

表 4.1.6 指定地方公共機関における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
公益社団法人 千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関する事 (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事
一般社団法人 千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関する事 (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事

一般社団法人 千葉県薬剤師会	(1) 医薬品の調達、供給に関すること (2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
房州瓦斯㈱	(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
千葉テレビ放送㈱ ㈱ベイエフエム	(1) 町民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
一般社団法人 千葉県トラック協会 房州支部 一般社団法人 千葉県バス協会	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
千葉県道路公社	(1) 所管道路の保全に関すること (2) 所管道路の災害復旧に関すること (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

7. その他防災関係機関

表 4.1.7 その他防災関係機関における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
安房農業協同組合	(1) 農作物の被害調査等の協力に関すること (2) 農業者の災害対策等に関すること
鋸南町商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力に関すること (2) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんに関すること (3) 被災会員等に対する資金の融資あっせんに関すること
鋸南町勝山漁業 協同組合 鋸南町保田漁業 協同組合	(1) 水産物の被害調査等の協力に関すること (2) 漁業者の災害対策等に関すること
公益社団法人 千葉県建築士事務所 協会	(1) 被災建築物の応急危険度判定に関すること
社会福祉法人 鋸南町社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
公益社団法人 安房医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること
一般社団法人 安房歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること
一般社団法人 館山薬剤師会	(1) 医薬品の供給に関すること
千葉県森林組合	(1) 森林・林業の被害調査等の協力に関すること (2) 民有林野の森林、治水事業等の防災及び災害対策に関すること (3) 林業者の災害対策等に関すること
鋸南町観光協会	(1) 観光・宿泊施設における防災対策の充実と従業員、観光客の安全確保に関すること
行政区	(1) 初期消火、避難誘導、救出救護の協力に関すること (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等の協力に関すること (3) 被害状況調査等災害対策の協力に関すること

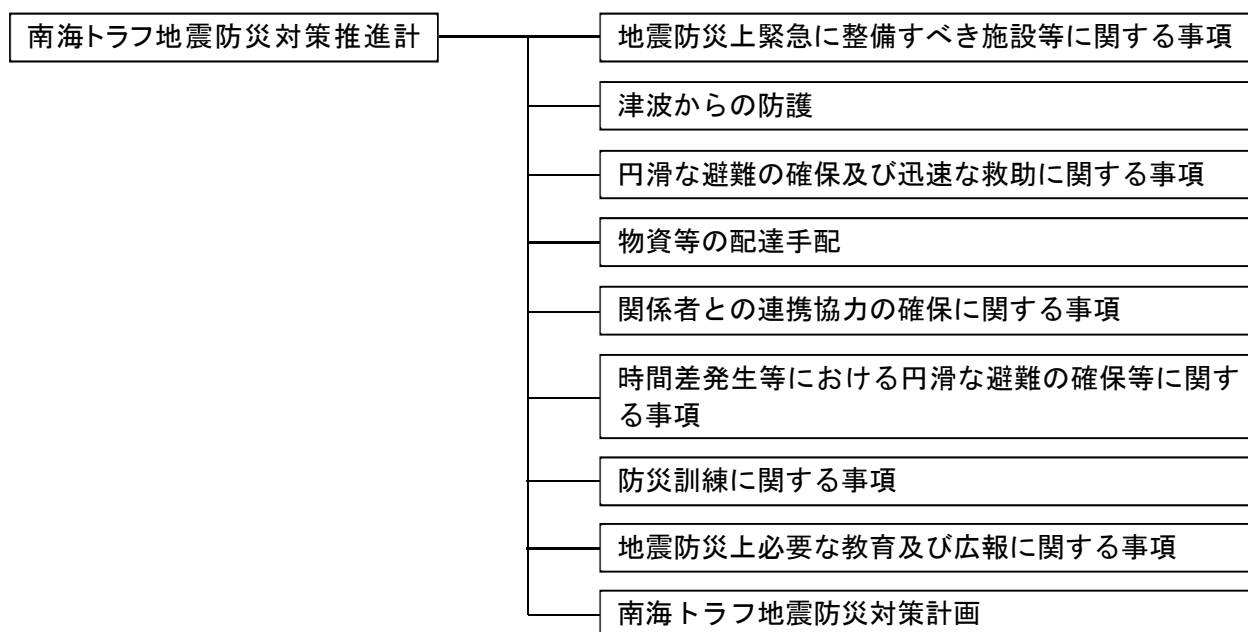
8. 町民及び事業所等

表 4.1.8 町民及び事業所等における業務または業務の大綱

機関の名称	業務または業務の大綱
医療機関管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること (4) 災害時における負傷者の医療と助産救護に関すること
社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における入所者の保護に関すること
事業所	(1) 消防法に基づく防火管理体制の強化に関すること (2) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に関すること (3) 地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること (4) 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること (5) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーン確保等の事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めること
ボランティア団体	(1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること
自主防災組織	(1) 地域において自発的に防災活動を実施し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与すること (2) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底に関すること (3) 初期消火、避難、救出救護等に関すること (4) 消火用資機材、応急手当用医療品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理に関すること
町民	(1) 町等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること (2) 食料・飲料水の備蓄、非常持出品の準備に関すること

第2章 南海トラフ地震防災対策推進計画

<施策の体系>



第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

町及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1. 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

町は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員 6m 以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員 6m 以上の道路の整備に努める。

4. 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5. 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を図る。

6. 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

7. 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、または軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

8. 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路または人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

9. 医療機関、社会福祉施設、学校等

町立病院その他の公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

10. ため池

県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

町は、町内のため池の所在や管理・使用状況等についての調査を検討する。また、ため池が決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れがあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

11. 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

12. 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

13. 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

14. 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第2節 津波からの防護

1. 津波からの防護

町は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。津波防護施設等の整備については、「第2編 震災対策編 第1部-第10章 津波災害予防」により次の通りとする。

また、津波により孤立が懸念される地域にあっては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制について検討する。

(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

- (ア) 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (イ) 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波災害では、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

(2) 防災施設の点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。

このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施する。

(3) 防災林の設置

海岸線に所在する県有の保安林については、病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安林となるよう整備・育成を図ることとし、松くい虫、湿地化だけでなく、健全地についても、保安林の機能が十分に発揮できるようにする。

整備手法については、盛土による地盤の嵩上げやこれまでクロマツの1種類で形成していた保安林を海側、中間部、後背地側の三重構造にし、減災効果が期待できる常緑広葉樹の高木と低木の混交林として整備するなど、砂丘や森林が持つ津波に対する被害軽減効果を重点に、従来の手法に対して、機能強化、海岸線に沿った連続性、多重防御、コスト縮減、関係機関との協働といった観点から再検討した結果をとりまとめた「千葉県海岸県有保安林整備指針」に基づくこととし、砂丘や森林の整備を行う。

(4) 避難場所及び避難路の指定・整備

町は、「千葉県津波避難計画策定指針」などをもとに、町の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路等の指定・整備に努める。

また、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて町民への周知徹底を図る。

2. 円滑な避難の確保

(1) 津波に関する情報の伝達など

津波警報等の伝達については、「第2編 震災対策編 第2部-第2章-第1節 情報集体制及び伝達」により、次の通りとする。

① 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

千葉県は、津波予報区の千葉県内房、千葉県九十九里・外房及び東京湾内湾に属している。町は千葉県内房に属しており、気象庁本庁が担当する。

表 4.2.1 津波警報・注意報の種類及び内容

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
		(津波の高さ予想の区分)		
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する警報が解除されるまでは安全な場所から離れない
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する警報が解除されるまでは安全な場所から離れない
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

② 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。

表 4.2.2 津波情報の種類及び内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「表 4.3.5 津波警報・注意報の種類及び内容」(p2-244)を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中(沖合での観測値)」及び「推定中(沿岸での推定値)」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応づけが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 4.2.3 沿岸で観測された最大波の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表 4.2.4 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達している恐れがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

③ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 4.2.5 津波予報の発表及び内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する
津波注意報解除後も海面変動が継続すると き (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する

④ 受伝達系統等

津波警報等伝達系統図

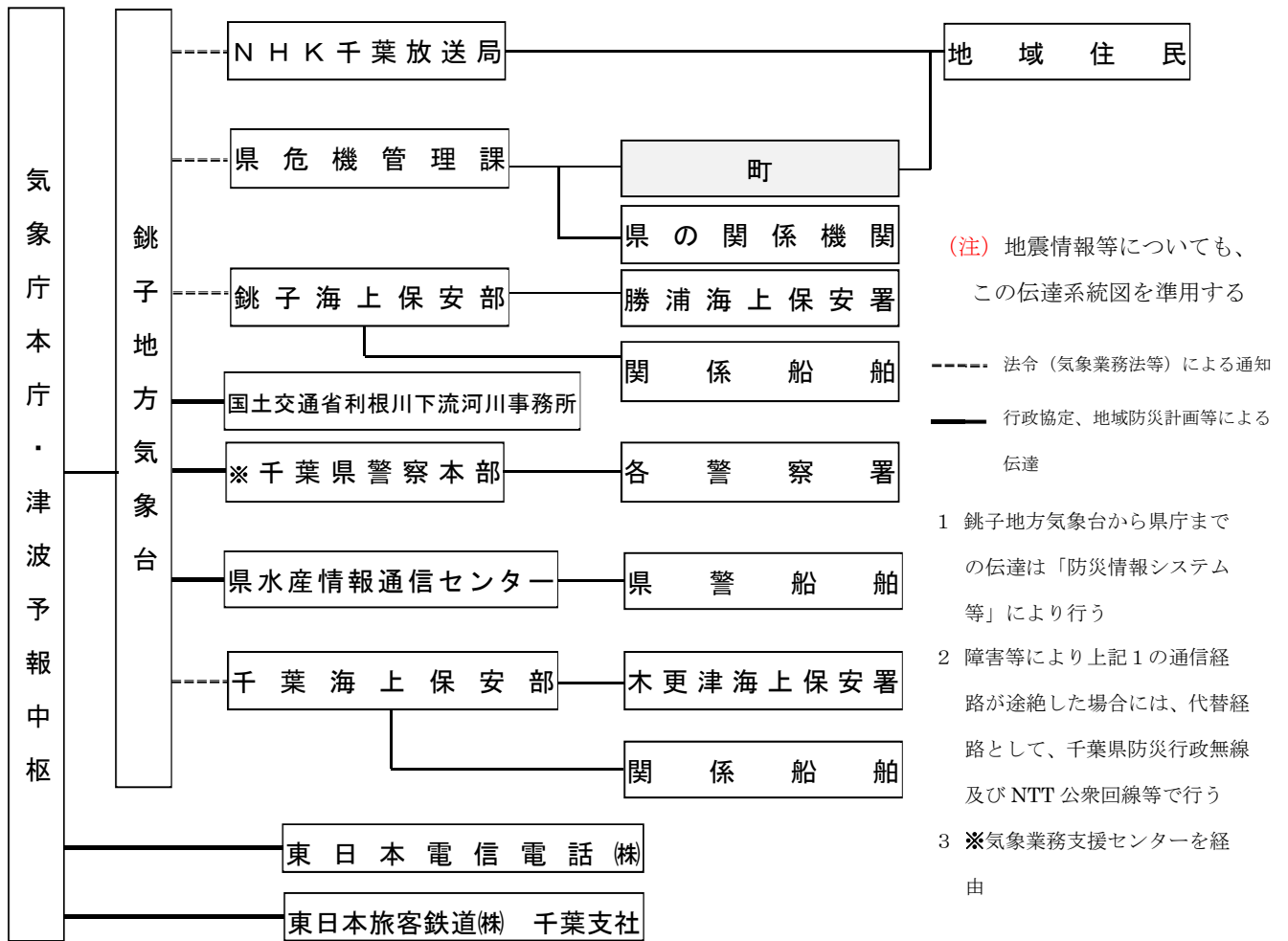


図 4.2.1 津波情報の受伝達系統図

⑤ 関係機関における措置

表 4.2.6 関係機関の措置

区 分	内 容
町	町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署または電気通信事業者から通知または通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに防災行政無線や広報車、または消防本部の協力を得て、地域住民に周知するとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に周知する 住民等から異常現象の通報を受けた場合は気象庁(銚子地方气象台)その他関係機関に通報する
県	県防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知または通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する
警察本部	津波警報等の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて町長に伝達する 津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて町長に伝達する 警察署長は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに町長に通報する
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、地域住民に周知する
関東地方測量部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する
銚子地方气象台	銚子地方气象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、警察本部、NHK 千葉放送局、関係機関に通報する
海上保安庁	気象業務法に基づいて气象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する
東日本電信電話(株)	気象業務法に基づいて气象台から伝達された各種警報を町及び関係機関に通報する
放送機関	气象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努める
その他防災機関	県、气象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する

⑥ 津波警報等の伝達系統及び方法

気象庁から発表され、また伝達された予警報を受けた場合、町は予警報系統図にもとづきサイレン、広報車、町防災行政無線及びびろ頭等適宜の方法により速やかに町民に周知を図る。（広報文は資料編：資料第42参照）。

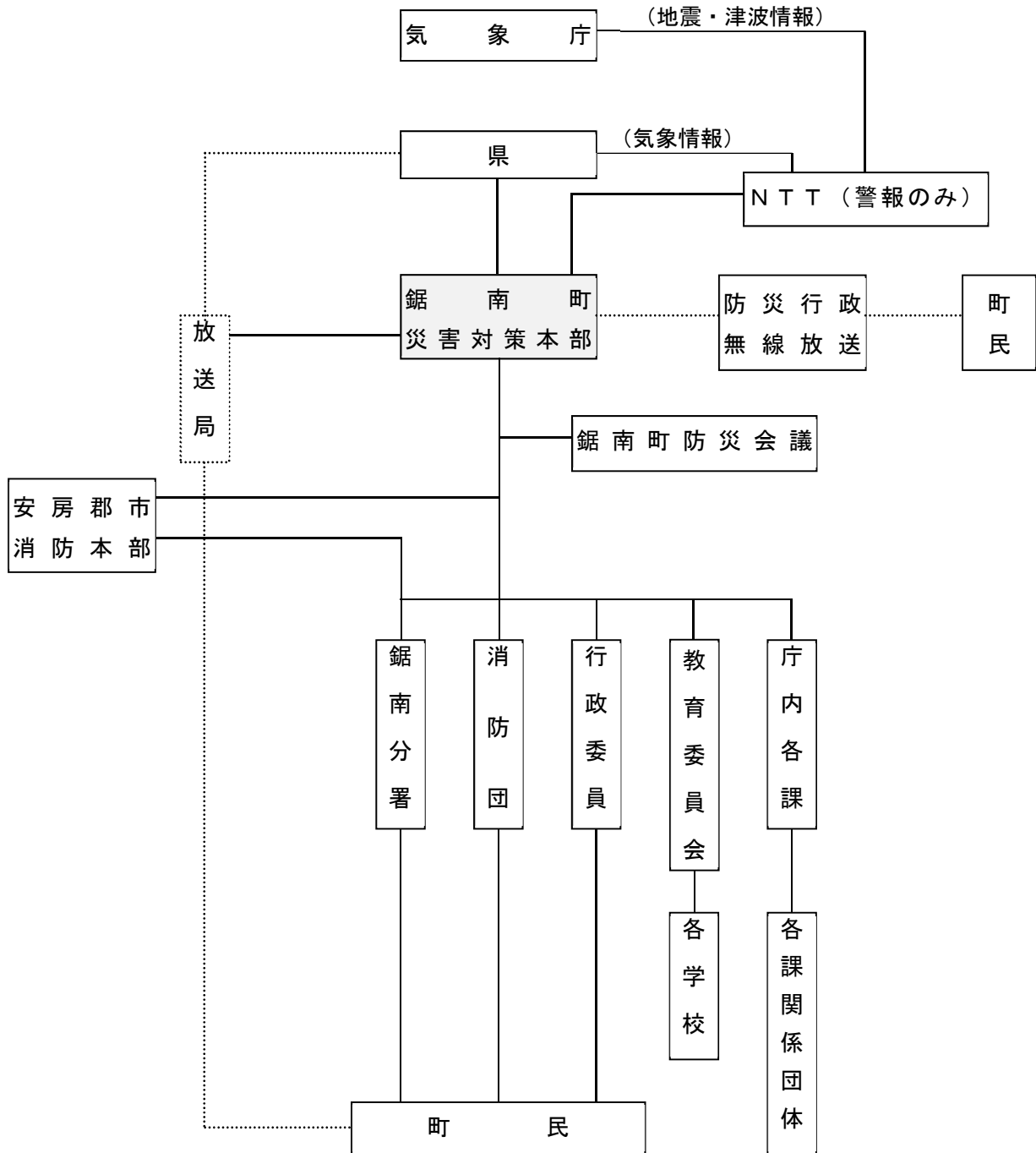


図 4.2.2 津波情報の伝達系統

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 地域住民等の避難行動等

住民等の自主的な避難行動及び町等が行う避難誘導については、「第2編 震災対策編 第2部 第7章-第2節 避難誘導」により、次の通りとする。

(1) 避難の指示

① 避難の指示

(ア) 町長の措置（災害対策基本法第60条）

- ・ 避難の指示は、町長が実施するものとし、次の各号に定めるところにより行う。
- ・ 避難の指示は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難場所へ避難させる必要が生じたとき行う。
- ・ 避難の指示を行うときは、警察署長、防災関係機関の協力を得て、組織的な避難の指示を実施する。
- ・ 町長が行うことができない場合は知事が代行して行う。知事は災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置を町長に代わって実施することができる。

(イ) 警察官及び海上保安官等の措置（警察官職務執行法第4条、災害対策基本法第61条）

警察官及び海上保安官は、町長が避難を指示することができないと認めるとき、または町長から要請があったとき、もしくは地域住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難の指示をすることができる。

(ウ) 自衛官の措置（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に対し避難の指示をすることができる。

(エ) 知事またはその命を受けた県職員の措置（災害対策基本法第60条、水防法第22条、地すべり等防止

知事等は地震に伴う津波の来襲及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立ち退きを指示する。

② 避難指示等の種類

避難指示は、被害の危険が切迫している場合に発し、拘束力を伴って住民等を立ち退かせるものである。本部事務局は、これらの事務を行う。

なお、避難の指示に先立ち、一般町民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

③ 避難指示等の発令基準

災害時に円滑な避難指示等の発令ができるよう、判断のために参照する情報を整理し、避難指示等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示すことが必要である。そのため、庁内で避難指示等の発令基準検討委員会（仮称）を設けて検討する。

④ 避難判断における助言

平成25年（2013年）の災害対策基本法の改正により、町長が避難指示等の判断に際し、地方気象台や都道府県等に助言を求めることが可能となった。これらの機関は、リアルタイムのデータや地域における各種災害の専門的知見を有しており、災害発生の危険性が高まった場合に助言を求めることは有効である。また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、重要な判断材料として活用する。

【土砂災害】千葉県安房土木事務所

【津波・高潮】千葉県安房土木事務所、東京管区気象台・銚子地方気象台

【気象、地震】東京管区気象台・銚子地方気象台

⑤ 避難指示等の伝達

要避難地域の町民に対し、町防災行政無線、サイレン、警鐘、広報車、ハンドマイク等により行う。

なお、避難の指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難先

(ウ) 避難経路

(エ) 避難の指示の理由

(オ) その他必要な事項

(カ) また、広域にわたって避難の指示を伝達する場合、町として充分に対応できない場合にあっては、必要に応じ関係機関に対し協力要請を行う。

⑥ 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者または機関は、当該地域の町民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

(ア) 地域住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

- ・ 町防災行政無線（戸別受信機を含む）
- ・ 有線放送
- ・ 広報車
- ・ サイレンまたは警鐘
- ・ ツイッター等の SNS
- ・ 電話、FAX、登録制のメール
- ・ ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）
- ・ その他速やかに住民に周知できる方法

(イ) 関係機関の相互連絡

- ・ 次に掲げる処理をした時は、速やかに知事に報告するとともに、警察署、消防本部等の関係機関に通知または連絡する。
- ・ 避難のため立退き指示をしたとき。
- ・ 避難の必要がなくなったとき。
- ・ 避難のため立退き先を指示したとき。
- ・ 警察官が避難のため立退きを指示、もしくは立退き先を指示した旨、町長に通知があったとき、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

(2) 避難誘導

町は、震災時の避難について、状況に応じて警察署、消防本部、消防団、町等の緊密な連携により避難所・避難場所に対して迅速かつ的確に行う。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織や行政区等地域ごとの集団避難を行うものとし、災害時要配慮者の避難は支援者の協力もふまえ優先して行う。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、一時避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、一時避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

町は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて一時避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

① 警察署

- (ア) 避難の指示が出された場合、消防本部等の協力を得て、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。
- (イ) 避難道路等の要点に誘導員を配置して避難誘導にあたる。また夜間の場合は照明器具を活用して誘導の適正を期する。
- (ウ) 避難の指示に従わないものについては、説得に努める。

② 消防本部

- (ア) 避難の指示が出された場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防団の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を災害対策本部及び関係機関に通報する。
- (イ) 避難が開始された場合は、防災行政無線、消防団員の活動により、避難誘導にあたる。
- (ウ) 避難の指示が出された時点以降は、避難場所の安全確保に努める。

③ 大型店、駅頭集客施設における避難

基本的に施設管理者が誘導する。

④ 病院、災害時要配慮者施設における避難

- (ア) 病院、施設等の管理者はあらかじめ指定した避難場所に収容者を速やかに避難させる。
- (イ) 災害対策本部は、避難に必要な時間を考慮して避難の指示を行う。
- (ウ) 施設管理職員、地域住民は協力して避難介護を行う。

(3) 避難所の開設

- (ア) 災害対策本部長（町長）は、避難所開設の必要があると認めたときは、災害種別ごとの施設の安全性を調査させ、安全を確認したのち、避難所を開設する。町は指定避難所の中から避難所を開設し、津波の危険性や災害種別に応じた施設の安全性及び避難者の規模等により臨機応変に他の施設も開設する。
- (イ) 避難所を開設したら、直ちに、職員の派遣を指示する。ただし、災害の状況により職員を派遣できない場合は、職員の巡回を指示する。
- (ウ) 災害対策本部長（町長）は、避難所の開設を各施設管理者に連絡する。
- (エ) 災害対策本部長（町長）は、避難所の開設を警察・消防等関係機関に連絡する。
- (オ) 災害対策本部長（町長）は、各避難所派遣職員・施設管理者より避難者名簿を報告させ、避難者の把握をする。
- (カ) 避難所設置期間は、災害救助法が適用された場合災害発生から7日以内とするが、状況により延長する必要がある場合は、災害対策本部長（町長）は、知事の事前承認を受ける。

2. 消防機関等の活動

(1) 円滑な避難確保のための措置

町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 津波からの避難誘導
- (ウ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 県より受け取る情報

町及び消防機関は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、県防災行政無線により受け取る。

(3) 水防管理団体等の措置

水防管理団体等は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。

- (ア) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- (イ) 水門、閘門及び防潮扉の操作または操作の準備ならびに人員の配置
- (ウ) 水防資機材の点検、配備

3. ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

各水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。

なお、県営水道については、「第2編 震災対策編—第1部—第15章 液状化対策」に基づき、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を講じるものとする。

(2) 電気事業者

電気、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、「第2編 震災対策編 第2部 第18章 ライフライン施設対策」より抜粋し、次の通りとする。

① 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発する恐れがある場合、または運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

② 広報

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分 PR するほか、広報車等により直接当該地域へ以下を周知する。

また、災害時における町民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うとともに、需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受け付け処理体制を確立しておく。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと
- (イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること
- (ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること
- (オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
- (カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
- (キ) その他事故防止のための留意すべき事項

(3) 通信事業者

通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、「第2編 震災対策編 第2部 第18章 ライフライン施設対策」より、次の通りとする。

① 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

- 大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う
- 電源の確保
- 災害対策用無線機装置類、移動基地局車等の発動準備
- 非常用電話局装置等の発動準備
- 予備電源設備、移動電源車、発動発電機等の発動準備
- 局舎建築物の防災設備の点検
- 工事用車両、工具等の点検
- 保有資材、物資の点検
- 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 緊急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合または異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- 通信の利用制限
- 災害時優先電話、警察消防緊急回線の確保
- 無線設備の使用
- 特設公衆電話の設置
- 非常用可搬型電話局装置の設置
- 臨時電報、電話受付所の開設
- 回線の応急復旧
- 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の運用

② 広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(4) 放送事業者

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、県及び市町村と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。

4. 交通

(1) 道路

警察本部及び道路管理者は、津波襲来の恐れがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるものとする。

(3) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

5. 町が管理または運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに「第2章 予防・事前対策—第4節 南海トラフ地震防災対策計画」(p2-234)に準じた計画を策定するものとする。この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

① 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、町が作成する津波ハザードマップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

(イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消火用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

(ア) 病院等

重症患者、新生児等の移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校、研修所等

学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置

学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等の移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

- (4) 避難場所及び避難所の運営・安全確保
- (5) 意識の普及啓発
- (6) 関係機関の取るべき措置
- (7) その他計画主体が自ら管理等を行う施設等に関する対策
- (8) 計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

第4節 物資等の調達手配

物資等の供給体制については、「第2編 震災対策編—第2部—第17章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給」により、次の通りとする。

1. 必要量、確保量の把握

飲料水、食糧、生活関連物資の供給に当たっては、避難者の人数を把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との調整を行う。

(1) 飲料水の給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最低一人1日3Lとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

(2) 食糧供給の基準（災害救助法適用の有無にかかわらず）

① 炊出しその他による食品給与費の経費及び限度額

(ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

(イ) 限度額

①の経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内（災害救助法令和3年度基準）とする。

② 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

(3) 生活必需品等供給の基準 (災害救助法適用の有無にかかわらず)

① 夏期 (4月から9月まで)

表 4.2.7 生活必需品等供給基準(夏季) (災害救助法令和3年度基準)

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊また流失した世帯	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
半焼、半壊また床上浸水した世帯	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600

② 冬期 (10月から翌年3月まで)

表 4.2.8 生活必需品等供給基準(冬季) (災害救助法令和3年度基準)

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊また流失した世帯	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400
半焼、半壊また床上浸水した世帯	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

2. 供給方法

町は、大規模災害時においては、調達先から避難所等への直送が困難な物資について、物資集積拠点を開設して一元管理等を行う。また、小規模・局地的な災害時においては、避難所等で分散管理を行う方式も検討する。

外部からの支援物資等の夜間受け入れ体制を構築する。この際、受け入れ作業を担当する職員の負担を考慮して、業務ローテーション等の措置を講じる。

(1) 給水方法

① 実施機関

(ア) 給水は災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。

(イ) 町長は、町限りで処理不可能な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 水道業者への応援要請については「水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

② 浄・給水場等での拠点給水

町民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

③ 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

(ア) 避難場所等への応急給水は、町が実施する。町のみでは実施不可能な場合は水道局等の水道事業者へ応援要請を行う。

(イ) 重要施設である医療施設、福祉施設及び救護所等への給水について、町から要請があった場合は、町と協力して、他に優先して給水車等によりこれを行う。

④ 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

(ア) 消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

(イ) 仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

⑤ 水の缶詰による応急給水

水の缶詰は、町からの緊急要請に基づき、県が必要に応じて配布する。

(2) 食糧の供給

① 実施期間

(ア) 食糧の供給は、災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。

(イ) 町長は、町限りで処理不可能な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

② 調達方法

(ア) 米穀の調達は、町長が災害の発生に伴い給食に必要なとする米穀の数量を知事に申請し、知事は災害応急用米穀数量等通知書により関東農政局千葉支局長（以下「支局長」という）に通知する。支局長は、卸売業者に対して手持ち精米を知事または知事の指定する者に売却を指示する。ただし、災害が広範囲にわたり被害が多いときは、知事（農林部）が直接売却を受けて、農林水産省指定倉庫から調達する。

(イ) 乾パンについては、備蓄倉庫より知事の指定する場所まで政府運送の上、支局長より売却を受け調達する。ただし、備蓄数量に不足を生じたときは自衛隊備蓄（表2.17.3 自衛隊駐屯部隊一覧表）分より支局長が管理換えを受けて前項と同様調達する。

(ウ) 米飯缶詰については、イの乾パンの取り扱いに準じて行う。

(エ) (ア)、(イ)、(ウ)による食糧の受渡し系統図は、図4.2.1、図4.2.2及び図4.2.3のとおりとする。

③ 炊き出しその他による食品給与の方法

(ア) 炊き出しその他による食品の給与は、米穀、乾パンまたは一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。

(イ) 米穀による炊出し給与は、町長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づく避難場所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。

(ウ) 炊出し給与のための調味料、副食等は町における関係業者から調達し、これを充てる。

(エ) ただし、町において調達が不可能または必要数量を確保できないため、その補給について県が要請を受けたときは、町長に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

④ 災害救助法適用の場合の食品供給

(ア) 炊出しその他による食品給与費の経費及び限度額

- ・ 経費内容は、主食費、副食費、燃料費及び雑費である。
- ・ 限度額は、経費内容のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内（災害救助法令和3年）

(イ) 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故者等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物により支給する。

(ウ) 政府米の調達

政府米の調達を要するときは、次により処理する。

- (a) 知事は、災害救助用米穀緊急引渡要請書により支局長に要請するものとし、支局長は荷渡指図書(物品在庫数量が不明確なとき、または災害救助用米穀の所要量に変動が予想されるときは、概数荷渡指図書)を発行、交付する。
- (b) 交通通信が途絶し、災害地が孤立して前項の手続がとれないときは、町長は、関東農政局千葉支局長(支局長に連絡がとれない場合は、引渡しを希望する農林水産省指定倉庫の保管指導担当者である千葉支局職員(以下「支局長等」という)に文書をもって要請するものとし、支局長等は、災害救助用緊急引渡指示書を発行、交付する。
- (c) 受領
 - ▶ 知事は、(a)により荷渡指図書(概数荷渡指図書を含む)を受領する場合は、受領の証として荷渡指図書の下部欄外に記名押印する。
 - ▶ 町長は、(b)により災害救助用米穀緊急引渡指示書を受領する場合は、受領の証として指示書の下部欄外に記名押印する。
 - ▶ 知事及び町長の代理人が荷渡指図書並びに災害救助用引渡指示書を受領する場合は、委任状を提出する。
- (d) 町長は、(b)に定める支局長等に連絡がとれない場合に限り、農林水産省指定倉庫の責任者に文書により要請を直接行うことができる。
- (e) 知事及び町長は、(a)、(b)及び(d)により農林水産省指定倉庫から政府米の引渡しを受けたときは、実引取人をして災害救助用米穀受領書(災害救助用米穀緊急引渡指示書下部欄外の実引取人の受領印を含む。)を倉庫の責任者に提出する。
- (f) 倉庫の責任者は、(d)により災害救助用米穀の引渡しを行ったときは、支局長等に対し連絡が付き次第速やかに、災害救助用米穀緊急引渡報告書により報告を行う。
- (g) 上記による食糧の受渡し系統図は、図4.2.2及び図4.2.4のとおりとする。

⑤ 食糧の受渡し系統図

(ア) 卸売業者の手持精米を供給する場合

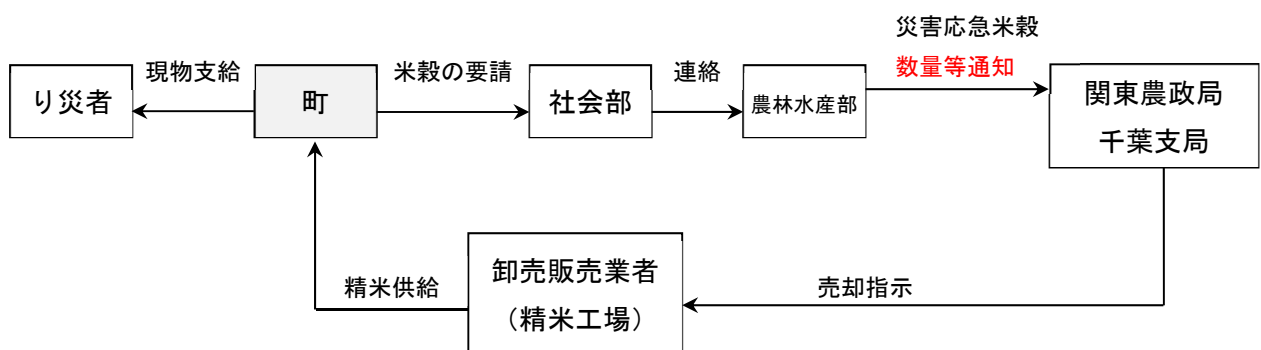


図 4.2.3 食糧の受渡し系統図(手持精米を供給する場合)

(イ) 知事（農林水産部）が直接売却を受け現物支給（社会部の指示により農林水産部）を行う場合
 （被害程度が大きな場合）

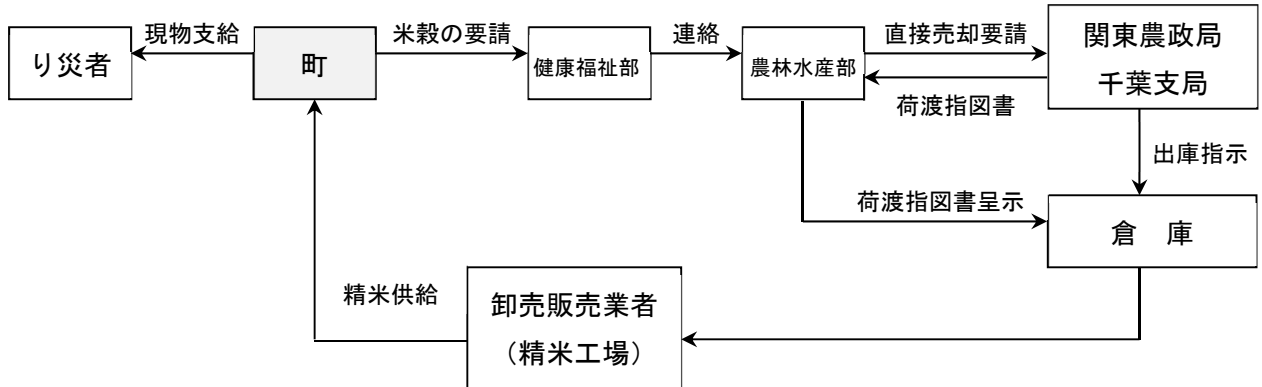


図 4.2.4 食糧の受渡し系統図（現物支給を行う場合）

(ウ) 乾パンの場合

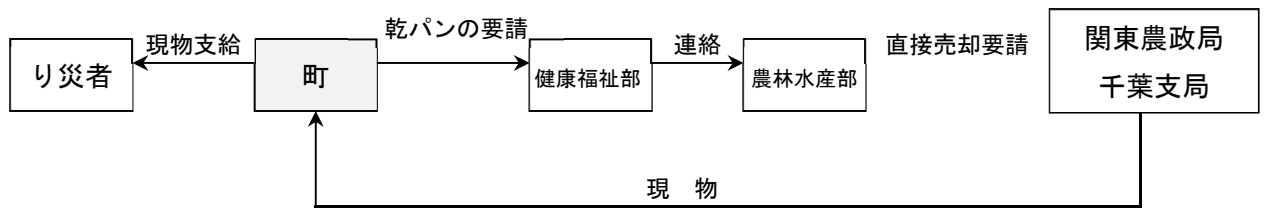


図 4.2.5 食糧の受渡し系統図（乾パンの場合）

(エ) 交通通信が途絶し孤立した場合の町の緊急措置による場合
 ・ 町が関東農政局千葉支局に連絡がとれる場合

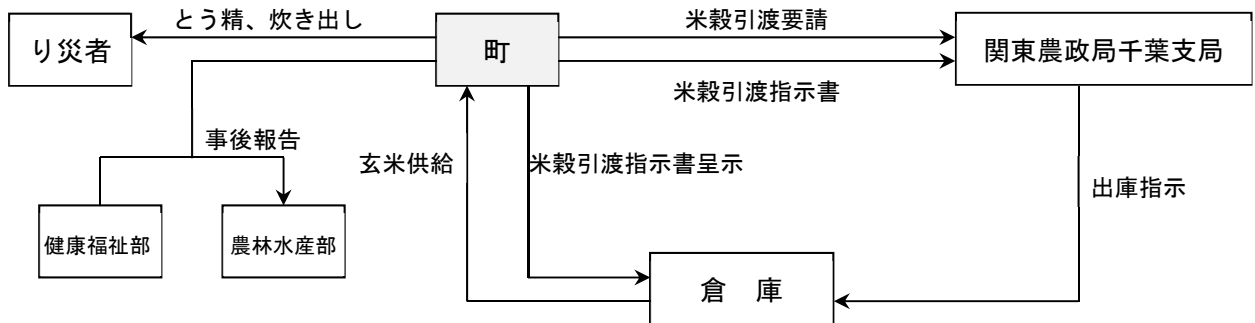


図 4.2.6 食糧の受渡し系統図（関東農政局千葉支局に連絡がとれる場合）

・町が関東農政局千葉支局に連絡がとれない場合

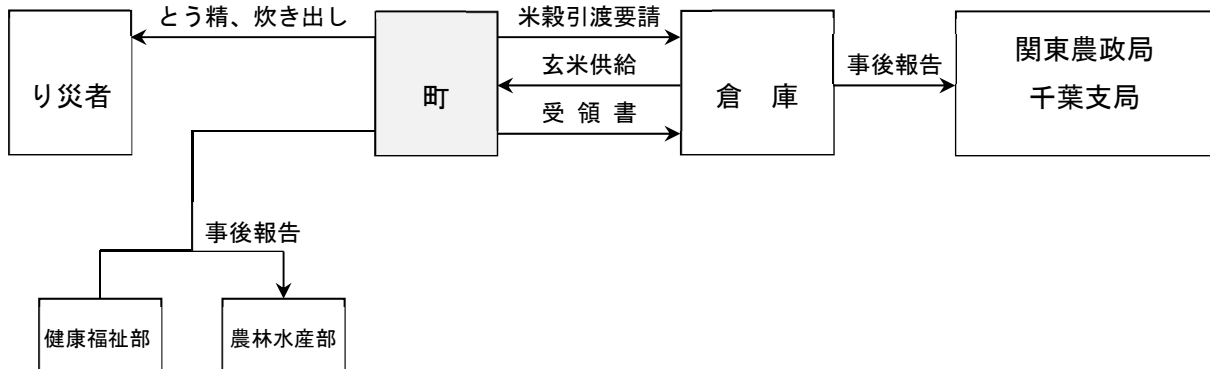


図 4.2.7 食糧の受渡し系統図（町が関東農政局千葉支局に連絡がとれない場合）

表 4.2.9 自衛隊駐屯部隊一覧表

駐屯 部隊名	所在地	鉄道			TEL
		線名	駅名	駅～部隊 (km)	
習志野	船橋市薬円台 3-20-1	総武	津田沼	5.2	0474(66)2141
下志津	千葉市若葉区若松町 902	〃	四街道	2.2	043(422)0221
木更津	木更津市岩根 1-4-1	内房	木更津	0.5	0438(41)1111
〃	木更津市吾妻地先	〃	〃	3.0	0438(23)3411
〃	木更津市江川無番地	〃	〃	1.5	0438(23)2361
館山航空 基地	館山市宮城無番地	〃	館山	4.0	0470(22)3193
第44警戒隊	南房総市平塚字嶺岡西牧 乙 2-564	外房	鴨川	16.0	0470(46)3001
松戸	松戸市五香六実 17	常磐	松戸	9.0	047(387)2171
下総航空 基地	柏市藤ヶ谷 1641	〃	〃	16.0	0471(91)2321

(3) 生活関連物資の配布

① 実施期間

(ア) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。

(イ) 町は、町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 町は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

② 配布を受けるもの

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

(ア) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

(イ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(ウ) 要配慮者

③ 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

第5節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1. 応援要請・受援体制の構築

町は、県へ応急措置実施のための、職員の派遣や必要物資の提供等の応援要請を行う。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、「第2編 震災対策編—第2部—第3章 応援要請・受援体制の構築」により、次の通りである。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

(1) 国に対する応援要請

町長等は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

また、内閣総理大臣に対して、指定行政機関、指定地方行政機関もしくは指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

(2) 県に対する応援要請

町長等は、災害応急対策または災害復旧のために必要があるときは、知事に対して職員及び情報連絡員の派遣や物資の提供を要請することができるほか、指定地方行政機関もしくは特定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

また、上記では十分な対応ができないと見込まれる場合には、県を通じて総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」による応援職員の派遣要請を行う。

(3) 市町村相互の応援

(ア) 町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料編：資料第64）」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

(イ) 町長は、被災市町村からの応援要請または知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

(4) 町の受援体制の構築

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、受援計画を定め、受援先の指定、受援に関する連絡・

要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

(5) 消防機関相互の応援

(ア) 町長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定書（資料編：資料第65）」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画（資料編：資料第39）」に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。

(イ) 知事は、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

(6) 水道事業体等の相互応援

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定（資料編：資料第66）」に基づき、県の調整のもとに他の事業体等に応援要請を行う。

(7) 自衛隊災害派遣

① 災害派遣要請依頼

(ア) 町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報することができる。（派遣要請の依頼文書の宛先・緊急連絡先を資料編：資料第41に示す）

(イ) 自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

② 災害派遣要請依頼の範囲

自衛隊の災害派遣を要請依頼できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ事態やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

(ア) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(イ) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助。

(ロ) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助。（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）

(エ) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬。

(オ) 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力。

(カ) 道路または水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊、または障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等。（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）

(キ) 診察、防疫、病虫防除の支援

大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等。（薬剤等は県または町が準備）

(ク) 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送。（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）

(ケ) 炊飯及び給水の支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合。

(コ) 救難物資の無償貸付または譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」による。（ただし、譲渡は、県、町その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲渡を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る）

(サ) 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳(ふくそう)する地点における車両を対象とする。

(シ) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去。

(ス) 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合。

(セ) その他

町長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

③ 災害派遣要請依頼の手続

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として町長が行う。

町長が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送付する。また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、もしくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続を速やかに行う。

(ア) 提出（連絡）先：県防災危機管理部危機管理課

(イ) 提出部数：1部

(ウ) 記載事項

- 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域、活動内容
- 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
- 緊急の場合の連絡先
- （自衛隊の災害派遣要請依頼の様式を（資料編：資料第40）に示す）

④ 災害派遣部隊の受け入れ体制

(ア) 他の災害救助・復旧機関との競合または重複の排除

町長及び各受援担当者は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合または重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(イ) 作業計画及び資材等の準備

町長及び各受援担当者は、自衛隊に対し作業を依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。

- 作業箇所及び作業内容
- 作業箇所別必要人員及び必要器材
- 作業箇所別優先順位
- 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

- 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- (ウ) 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊の部隊との連絡窓口は、災害対策本部がおかれている場合は総務班が調整し、また災害対策本部が置かれていない場合は総務企画課が調整し、その内容を総務企画課長に引き継ぐ。
- (エ) 派遣部隊の受け入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

 - 本部事務室
 - 宿舎
 - 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
 - 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
 - 指揮連絡用ヘリコプター発着場

表 4.2.10 ヘリコプターの機種別発着場必要地積

機 種	必 要 地 積	注 記
OH-6J	約 30m × 30m	
UH-1J	約 50m × 50m	
CH-47	約 100m × 100m	注) 四方向に障害物のない広場のとき

⑤ 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と総務班が協議する。

⑥ 災害派遣部隊の撤収要請依頼

災害派遣部隊の撤収要請依頼を行う場合は、民生の安定及び民生の復興に支障がないよう町長は知事及び派遣部隊の長と協議を行う。

自衛隊の撤収要請依頼の様式を資料編：資料第40に示す。

(8) 指定公共機関に対する応援要請

町長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣または支援を要請する。

派遣された人員との連絡調整は、受援計画に定める受援担当者が対応する。連絡窓口の対応者は、応援職員の人員交替や応援終了に備えて、引き継ぎのために業務内容や報告事項を記録する。

2. 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応は、「第2編 震災対策編 第2部—第26章 帰宅困難者対策」により、次の通りとする。

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

① 基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町は広報誌、ホームページ、リーフレットなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。また、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

② 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び町は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、J-anpi、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(2) 学校、観光施設、駅等における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内または安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

(4) 帰宅困難者等の把握と情報提供

町は企業、学校など関係機関と緊密な連携を図り、帰宅困難者の状況を把握する。企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。このため、町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送、ホームページ、エリアメール等、SNSなどを活用して主体的に提供していく。

(5) 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

町は所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、観光施設や駅周辺の滞留者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。また、町は一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(6) 徒歩帰宅支援

救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

(7) 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

町は、障害者、高齢者、妊婦または乳児連れの者など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた調整を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

(ア) 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

(イ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、町は、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

(ウ) 町は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

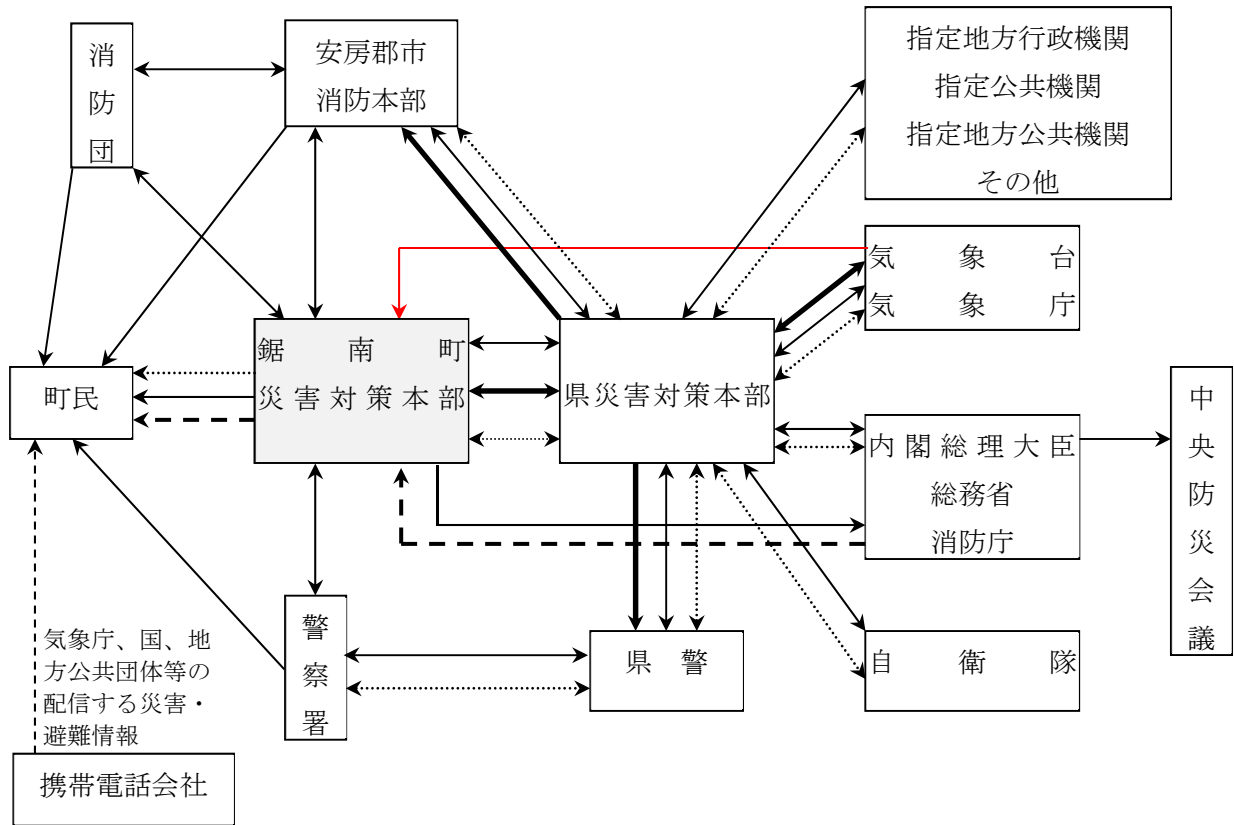
(エ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。

(オ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うように努めるものとする。

(カ) この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、「第2編第2部第2章 第1節 災害情報収集・伝達計画」により、次の通りである。

1) 情報通信連絡系統伝達系統

震災時の情報連絡の流れは以下のとおりである。



千葉県防災情報システム	有線または口頭	無線	携帯・スマホ	Jアラート
—————	—————	-----	-----

2) 図 4.2.8 災害情報通信連絡系統

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

- (ア) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。
- (イ) 県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。
- (ウ) 県は、地域住民等からの問い合わせに対する窓口等については、「千葉県災害対策本部要綱」及び「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に定めるところによるものとする。
- (エ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び方法について推進計画に明示するものとする。
- (オ) 町が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。
- (カ) 町は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について推進計画に明示するものとする。

(キ) 町は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すように努めるものとする。

(ク) 外国人等、特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。具体的な措置としては、「第2編 第2部 第8章 第7節 外国人への対応」に定めるところにより、次の通り行うものとする。

外国人への対応については、県が災害の状況に応じ、（公財）ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、町への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

町は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。また、避難所等において、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、県と協力して通訳者及び通訳ボランティアの確保に努める。

県災害時多言語支援センターは、町から要請があったときは、（公財）ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

(ア) 県は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等について、図4.2.8に示す系統により実施するものとする。

(イ) 町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を推進計画に明示するものとする。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。

(ウ) 町は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法について推進計画に明示するものとする。

(エ) 町は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を推進計画に具体的に明示するものとする。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

(ア) 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、本節中2「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」を定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(イ) 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。

(5) 避難対策等

① 事前避難対象地域及び避難計画の明示

町は、次の事項について「南海トラフ地震防災対策推進計画」に明示する

(ア) 事前避難対象地域

国からの指示が発せられた場合において、後発地震が発生してからの避難では、津波到達までに避難が間に合わない恐れがある地域として町が定めた地域を指す。

(イ) 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての地域住民等が後発地震の発生に備え、1週間避難を継続すべき地域として町があらかじめ定めた地域を指す。

(ウ) 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域を指す。

(エ) 避難計画

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を明示する。なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していくものとする。

② 地域住民等の避難行動等

(ア) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報または津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難する。また、町は避難の方針、避難所の場所、その経路及び方法について、推進計画に明示するものとする。

(イ) 県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するように努めるよう周知するものとする。

(ウ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

(エ) 町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。

(オ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。

(カ) 住民等の自主的な避難行動及び町等が行う避難誘導については、「本章 第5節 円滑な避難の実施に関する事項」（p2-253）によるものとする。

③ 避難所の運営

避難所の運営については、「第2編 第2部 第7章 第4節 避難所の管理・運営」により、次の通りとする。

(ア) 実施体制

- 1) 避難所は町の「避難所運営マニュアル」に基づき避難者が自主的に管理、運営する。
- 2) 町職員は、被災者が集まった場合、避難住民等の中から、避難所自主管理のための避難所管理・運営本部が速やかに設置できるよう協力・支援する。
- 3) 配置された町職員は、町民による自主的な避難所管理・運営の円滑化のため、自治会及び自主防災組織と連携し、避難所と災害対策本部との連絡調整にあたる。
- 4) 避難所が学校の場合、学校長は、避難所運営と学校教育再開の調整に当たる。
- 5) 施設管理者は、避難所の管理・運営について、必要な協力・支援を行う。
- 6) 学校所属職員は、学校長の命により、避難所運営に従事する。
- 7) 町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。
- 8) 町は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努める。

9) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(イ) 避難所関連物資

- 1) 避難所の開設に当たっては、最小限、広報資機材、夜間照明器具、簡易トイレを設置するほか、必要に応じて医療救護所の開設を行う。
- 2) 食糧等必要な避難所関連物資については、調達班に調達を要請する。

(ウ) 避難所管理・運営本部の役割

避難所管理・運営本部は、次のような役割を果たす。また、施設管理者及び派遣ないし巡回する町職員は、避難所管理・運営のための事務の実施ないし支援を行う。

- 1) 町及び防災関係機関への情報伝達及び連絡調整
- 2) 避難所施設の安全点検、施設管理及び整備
- 3) 避難所の設営及び避難者の受け入れ
- 4) 避難者名簿の作成
- 5) 負傷者、病人、災害時要配慮者の救護、避難所内の衛生管理
- 6) 避難所関連物資、食料等の調達、受け入れ、分配
- 7) 避難者への情報提供
- 8) 避難所における犯罪防止
- 9) 避難所生活ルール作成、運営管理
- 10) 災害時要配慮者や女性への配慮

(エ) 避難所運営組織

避難所運営は避難所管理・運営本部を組織し、町民の自主管理により行う。避難所管理・運営組織の構成及び役割の例を以下に示す。

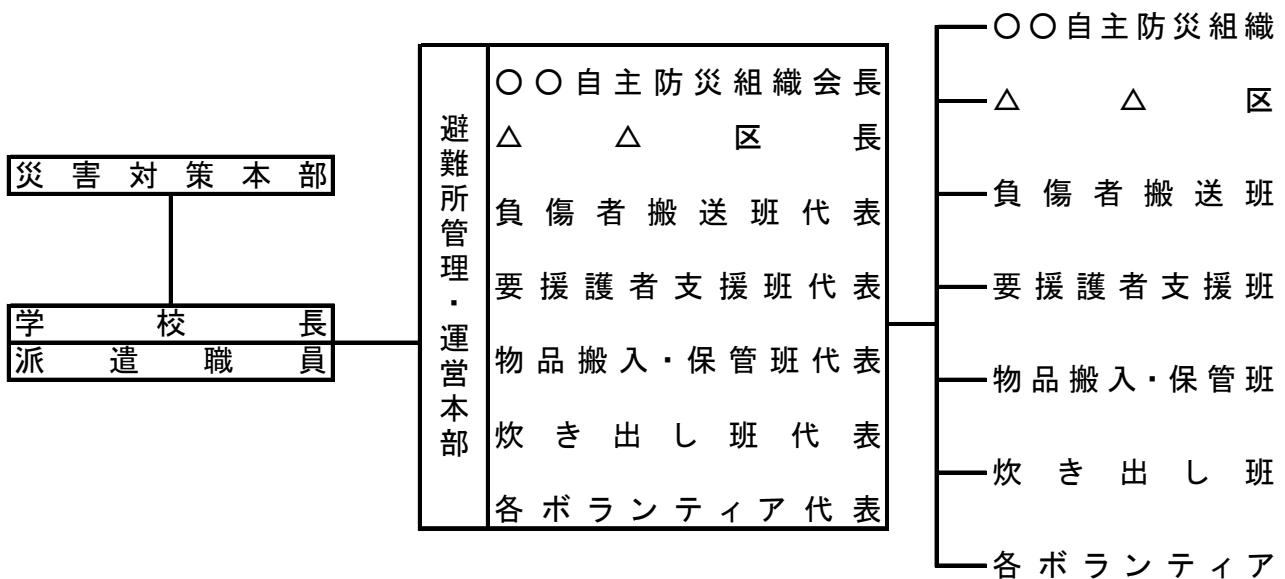


図 4.2.9 避難所管理・運営本部の構成例

(オ) 避難者名簿の取り扱い

避難者名簿は原則として開示しない。ただし、「人の生命、身体、並びに財産の保護のために必要とみなされる」場合は、災害対策本部長（町長）の判断のもと開示することができる。個人情報保護の観点から、以下の点に注意する必要がある。

- 1) 必要最低限の情報（性別、名前）以外は公開せず、住所を公開する場合は、町丁目や大字までにするなど、個人情報として悪用されないよう配慮する。
- 2) ホームページに公開する場合は、避難者名簿原本をPDF化（できるだけ一度紙で印刷したものをスキャン）したものとし、個人情報を流用されにくいようにする。

(カ) 女性等への配慮

- 1) 女性に必要な物資等の整備をするよう努める。
- 2) 男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、相談場所、クールダウンスペース等の設置を行い、プライバシーの確保を含め、女性等のニーズに配慮した運営に努める。
- 3) 男女の相談員を配置、並びに巡回させ、女性のニーズの変化に対応できるように配慮する。
- 4) 必要に応じ、警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

(キ) 要配慮者への対応

避難所に要配慮者が一時的に避難することを踏まえ、避難所管理・運営本部は要配慮者を受け入れるスペースを確保するとともに、避難してきた要配慮者の名簿を作成し、受け入れ人数の把握を行うとともに速やかに社会福祉関係施設（保健福祉総合センターすこやか等）への収容を図る。

(ク) 感染症についての対応

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(ケ) 社会福祉関係施設への収容

- 1) 救助部長は、福祉関連施設の収容可能な状況を調査する。
- 2) 救助部長は、避難所に収容されている（重度）心身障害児（者）・高齢者等の災害時要配慮者を各避難所の「避難所管理・運営本部」に調査させる。
- 3) この調査に基づき救助部長は、福祉関連施設に収容しなければならない者を直ちに収容し、車両による移送を行う。
- 4) 施設管理者は必要な人材・物資等に不足が生じた場合は、災害対策本部に連絡し、調達する。
- 5) 救助部は、各施設管理者の調達要請をとりまとめ、総務部に調達依頼する。

(コ) 避難所の閉鎖

災害対策本部長（町長）は、次に示す事項等を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

- 1) 避難者数の減少に応じて積極的に避難所の統廃合を行い、学校教育の早期再開や施設本来の機能回復等を図る。
- 2) 学校教育の早期再開の為、災害対策本部長（町長）は、学校を避難所として使用している被災者を、仮設住宅や町出先機関・公共機関に移住させる。
- 3) 避難者が全員退去した場合、学校長は速やかに救助部長に報告し、災害対策本部長（町長）は避難所を閉鎖する。

(6) 関係機関のとりべき措置

① 消防機関等の活動

町等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

② 警備対策

警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。

③ 水道

県及び町は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、「第2編 第2部 第17章 飲料水・食糧・生活関連物資の供給」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を次の通り確保するものとする。

(ア) 飲料水の給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最低一人1日3Lとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

(イ) 給水方法

1) 実施期間

- ・ 給水は災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。
- ・ 町長は、町限りで処理不可能な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- ・ 水道業者への応援要請については「水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

2) 浄水・給水上等での拠点給水

町民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

3) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

- ・ 避難場所等への応急給水は、町が実施する。町のみでは実施不可能な場合は水道局等の水道事業体へ応援要請を行う。
- ・ 重要施設である医療施設、福祉施設及び救護所等への給水について、施設等から要請があった場合は、県と協力して、他に優先して給水車等によりこれを行う。

4) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

- ・ 消火栓等を活用した給水（可搬型）
- ・ 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
- ・ 仮配管による給水（固定型）
- ・ 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

5) 水の缶詰による応急給水

水の缶詰は、町からの緊急要請に基づき、県が必要に応じて配布する。

④ 道路

(ア) 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

(イ) 県は、道路管理者等と、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に提供する交通対策等の情報及びその提供方法について、調整を行うものとする。

(ウ) 県は、道路管理者等と、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとする。

(エ) 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について推進計画に明示するものとする。

(オ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとする。

⑤ 船舶及び港湾

(ア) 県は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するとともに、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮し、地域別に検討するものとする。

(イ) 町は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、地域別に推進計画に明示するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

⑥ 県及び町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(ア) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の必要な措置について検討するものとする。この場合において、県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(イ) 県は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認または閉鎖等の津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、県は、な内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。

(ウ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生時における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講ずる措置について検討するものとする。この場合において、県は非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。

(エ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、推進計画に明示するものとする。この場合において、町は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(オ) 町は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認または閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、町は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。

(カ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生時における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、町は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、推進計画に明示するものとする。

(キ) 県及び町が自ら管理または運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設または事業に担当する施設または事業に関する対策は前章第4節に準ずるものとする。

(7) 関係者と連携協力の確保

① 滞留旅客等に対する措置

(ア) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。

(イ) 町以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置については、前章第4節に準ずるものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

(ア) 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意等）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」

- 等」という)については、勤務時間及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。
- (イ) 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達については、図4.2.8に示す通りとする。
 - (ウ) 町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。
 - (エ) 町は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。
 - (オ) 町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。
 - (カ) 県及び町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

- (ア) 県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。
- (イ) 町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

県及び町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 県及び町のとるべき措置

- (ア) 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
- (イ) 県は、施設・設備等の点検等日頃から地震への備えを再確認するものとする。
- (ウ) 町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。
- (エ) 町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。

第7節 防災訓練に関する事項

町及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施については、「第2編 震災対策編—第1部—第3章 防災訓練」により、次の通りとする。

1. 防災訓練

(1) 基本的な考え方

震災時における災害対応力の向上を図るため、町が中心となり、消防機関、町民、自主防災組織、NPO、ボランティア組織及び教育機関、福祉施設、指定公共機関等と連携し、防災訓練を実施する。特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

さらに、応援協定を締結している市町村及び機関等との間で、必要な物資、人員及び資機材等を相互に提供・受け入れ等を行うなど広域応援訓練も取り入れ充実を図る。

(2) 現状

大規模地震発生前の予知対応型訓練と応急復旧中心の発災対応型訓練を町、防災関係機関ならびに町民の協力のもとに一体となって総合的、実践的に実施している。また、町内を3ブロックに分け輪番で実施している。

訓練項目は次のとおりである。

＜訓練項目＞

- (ア) 災害対策本部設置訓練
- (イ) 情報伝達・広報・報道対応訓練
- (ウ) 避難訓練

＜実施を検討する訓練項目＞

- (ア) 交通対策訓練
- (イ) 情報収集訓練
- (ウ) 応急救護訓練
- (エ) 炊出し訓練
- (オ) 火災防衛・初期消火訓練
- (カ) 応援受け入れ体制の構築訓練

(3) 基本方針

震度6弱以上の大地震が発生したことを想定し、町及び関係防災機関が町民と一体になって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。

① 発災対応型訓練（直下型地震発生に備えて）

災害対策本部の設置・運営（被災地調査、避難所開設、物資の供給等）

② 訓練項目

- (ア) 災害対策本部運営訓練
- (イ) 学校、保育園等対策訓練
- (ウ) 道路交通対策訓練
- (エ) 出火防止訓練及び安全行動訓練
- (オ) 初期消火訓練
- (カ) 消防活動訓練
- (キ) 救出・救護訓練

- (ク) 応急救護訓練
- (ケ) 避難誘導訓練
- (コ) 生活関連施設（電話、電気）の応急復旧訓練
- (サ) 給食、給水訓練
- (シ) 津波対策訓練

③ その他の訓練

その他夜間対応訓練等適宜必要な訓練を行う。

2. 防災関係機関等の訓練

主な機関は、それぞれが定めた防災計画に基づいて訓練を行う。
各機関の訓練内容は次のとおりである。

表 4.2.11 各機関の訓練内容

主 催	内 容
東日本 旅客鉄道(株)	1. 関係箇所長は関係社員に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、町及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする (1) 非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練 (2) 消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練 (3) 旅客等の避難誘導訓練 2. 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う
東日本 高速道路(株)	大規模地震等の災害を想定した防災訓練を実施する 1. 訓練内容 (1) 非常参集訓練 (2) 情報収集・伝達訓練 (3) 災害対策本部設置運営訓練 (4) 災害応急対策訓練 (5) その他訓練 2. 実施回数 年1回以上
東京電力パワ ーグリッド(株)	地震災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練(机上)ならびに非常呼集訓練を年1回全社的に実施する なお、復旧作業訓練、非常災害対策用物品の点検、整備については、風水害等の訓練時にあわせて実施する 1. 訓練項目 (1) 情報連絡訓練 (2) 復旧訓練(復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等) (3) 災害対策用物品の整備点検を主とする演習 2. 実施回数年1回以上
ガ ス 事業所	製造所及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する 1. 訓練項目 (1) 地震時出動訓練 (2) 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 (3) 自衛消防訓練 (4) 各事業所間の応援体制訓練 (5) 災害を想定した応急措置、復旧計画訓練 (6) その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 2. 実施回数年1回以上

東日本 電信電話(株)	震災予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得よう防災訓練等を実施する 1. 訓練項目 (1)災害予報または警報等の情報伝達 (2)非常招集 (3)災害時における通信疎通確保 (4)各種災害対策用機器の操作 (5)電気通信設備等の災害応急復旧 (6)消防及び水防 (7)避難及び救護 (8)国・県・市町村主催の防災訓練等 2. 実施回数 年1回以上
日本赤十字社 千葉県支部	国または県等と協力して大規模な地震、または、それに伴う津波の発生を想定した訓練を実施する 1. 訓練項目 (1)情報の収集・伝達 (2)職員参集 (3)救護資機材の取扱い (4)救護所の運営及び傷病者の後方搬送 (5)ボランティア及び関係機関との連携 2. 実施回数 毎年1回以上
その他の 防 災 関係機関	それぞれの組織、機能を生かした訓練を実施し、震災時に十分な対応ができるよう定期的あるいは訓練日を定めて行う

3. 町民、事業所等の訓練

町では危険物取り扱い事業所、自主防災組織等の行う訓練に対し、訓練マニュアルを作成し、配布及び指導を行う。事業所、自主防災組織では災害時の自助行動の重要性を再認識し、積極的に訓練の実施を図る。特に、町が整備する「避難所運営マニュアル」に基づき、感染症対策を踏まえた実践的な避難所の自主運営訓練等に努める。

また、災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、町民相互が協力し、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であることから、日ごろから訓練を行い、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

地震防災上必要な教育及び後方に関する事項については、「第2編 震災対策編 第1部 第2章 防災知識の普及」により、次の通りとする。

1. 防災教育の実施方針

町は、防災アセスメント等の結果から災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災マップ及び防災パンフレットの作成・配布を行う等の防災知識の普及、啓発活動を行い、町民の防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の自衛消防組織の充実を図る。

また、これら組織の防災活動が十分に行えるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者（特に一人暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等、特に配慮を要する者などの要配慮者への広報を的確に行うとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。

2. 町職員に対する防災教育

夜間・休日における発災等、被災の状況によっては、初期段階の参集者が限定され、防災の責任者や担当者が登庁できず、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。

このような状況においても、計画実行上の主体としての的確に行動できるよう、町職員に対し、平素から本計画に関する十分な知識の普及、啓発を行うとともに、職員初動マニュアルを活用した初動訓練、非常参集訓練や通信連絡訓練などの防災訓練を鋭意実施する。

3. 町民に対する防災知識の普及

防災活動を円滑に実施し、効果をあげるためには、一般住民の積極的な協力が必要である。このため、広報紙のほか防災展示コーナーの設置等、各種普及手段を活用して防災知識の普及に努める。

(1) 普及方法

- (ア) 広報紙
- (イ) 講習会、説明会
- (ウ) パンフレット、チラシ、ポスター
- (エ) テレビ、ラジオ、新聞
- (オ) インターネット等（町公式ホームページ、LINE、Twitter、フェイスブック等）を用いて防災知識啓発のための情報を掲載するなどして防災知識の普及を図る。
- (カ) ビデオ・DVD
- (キ) 広報車
- (ク) 学級活動
- (ケ) 西部防災センター（松戸市）を活用し、センターのVRなどの体験施設等を通じて、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。
- (コ) 消防学校を活用し、自主防災組織、企業などを対象に実践的な訓練・研修を行い、防災力の向上を図る。

(2) 普及内容

① 自らの身を守るための知識

- (ア) 警報や避難指示等、5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- (ウ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (エ) 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (オ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (カ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備え
- (キ) 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- (ク) 緊急地震速報の活用方法の周知
- (ケ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (コ) 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- (サ) 自動車へのこまめな満タン給油及び残量把握、暖房器具の燃料の備え
- (シ) 地域の地盤状況や災害危険箇所
- (ス) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- (セ) 帰宅困難者の心得
- (ソ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

② 地域防災力を向上させるための知識

- (ア) 救助救護の方法
- (イ) 自主防災活動の実施
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 企業の事業継続計画（BCP）の必要性

③ その他一般的な知識

- (ア) 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- (イ) 各防災機関の震災対策
- (ウ) 地域防災計画の概要

4. 児童・生徒等に対する防災教育

児童・生徒等が災害や防災についての基礎的事項を理解し、災害時に自らの判断で適切に対応し得る力を養うため、学校教育や学校外における青少年活動などを通じて地震に対する知識、地域の災害リスクや災害時のとるべき避難行動などについて防災教育を推進していく。町は、防災の基礎知識の学習や防災ワークショップ等をカリキュラムに取り入れ、防災教育を積極的に行う。

5. 防災上重要な施設管理者等に対する教育

危険物施設等、防災上重要な施設の管理者に対し防災教育を行い、震災に関する知識の普及を図る。

6. 過去の災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民に閲覧できるよう公開に努める。

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

7. 町及び防災関係機関の職員に対する南海トラフ地震に関する教育

南海トラフ地震臨時情報についての防災教育は、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第9節 南海トラフ地震防災対策計画

南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域内で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設または事業を管理、または運営する者は、同法第7条第1項の規定により、次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。

また、この節に記載のない事項については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画によるものとする。

1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

- (ア) 津波に関する情報の伝達等
- (イ) 避難対策
- (ウ) 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別の計画において定める事項

- (ア) 病院、旅館等その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ・ 津波警報等の顧客等への伝達

- 顧客等の避難のための措置
 - 施設の安全性を踏まえた措置
- (イ) 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施
- (ウ) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
- 津波警報等の旅客等への伝達
 - 運行等に関する措置
- (エ) 学校、社会福祉施設を管理する者
避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (オ) 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係
「本章 第3節 3. ライフライン、通信、放送関係」に準ずるものとする。

2. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

- (ア) 各計画において共通して定める事項南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

- (ア) 各計画において共通して定める事項

- 災害応急対策をとるべき期間等
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
- 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

- (イ) 個別の計画において定める事項

- 1) 病院、ホール、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - 病院については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。
 - 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。
 - 病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。
- 2) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。
 - この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。
 - 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容

を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

- 3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達
 - 運行等に関する措置
 - の結果生ずる滞留旅客等に対する措置
- 4) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。
 - 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。
 - 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。
- 5) 水道事業関係

水道事業については、「本章 第6節 2. (6) ③ 水道」に準ずるものとする。
- 6) 電気事業関係

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする
- 7) ガス事業関係
 - ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。
 - ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。
- 8) 通信事業関係

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示するものとする。
- 9) 放送事業関係
 - 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示するものとする。
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震

に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

- 情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(ア) 各計画において共通して定める事項

- 災害応急対策をとるべき期間等
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等
- 関係機関のとるべき措置

3. 防災訓練に関する事項

4. 地震防災上必要な教育及び広報

第3章 津波避難対策緊急事業計画

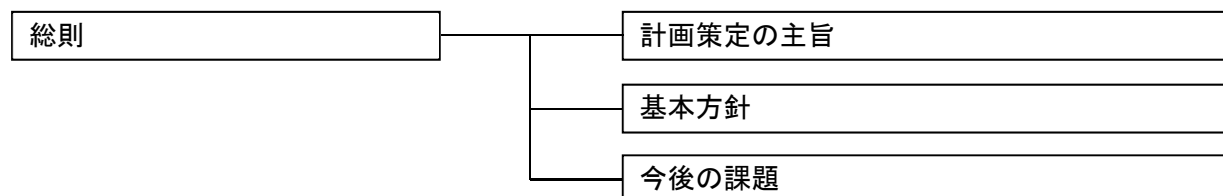
第1節 津波避難対策緊急事業計画の策定

本町において、対象地域ごとに津波避難対策を実施する必要がある場合は、南海トラフ地震特措法第12条第1項の規定による津波避難対策緊急事業計画を作成する。

第5部 東海地震に関わる周辺地域としての対応計画

第1章 総則

<施策の体系>



第1節 計画策定の主旨

昭和53年6月15日大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れのある地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事務所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

このため、鋸南町防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

しかし、平成29年9月に中央防災会議は、これまで国内で唯一予知の可能性があるとされてきた東海地震について、確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行わないこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとした。南海トラフ地震に関連する情報の発表時の対応については「鋸南町地域防災計画第2編 震災対策編—第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画」の通りとする。

第2節 基本方針

本計画は、次の考え方を基本として作成した。

1. 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動が維持できるようにするものである。本計画では、警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置や、地震発生時に被害を最小限にとどめるための措置を定め、町民の生命、身体、財産を確保することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、町、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

2. 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（または発生の恐れがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という）招集時から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、「鋸南町地域防災計画」で対処する。

3. 計画の条件

計画の条件は以下の通りとする。

- (ア) 東海地震が発生した場合の町の震度は、最も強い地域で震度5強程度とする。
- (イ) 警戒宣言の発令される時刻は原則として、最も混乱の発生の予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。
- (ウ) ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なるときは、その事項について個別に対応措置をとる。

4. 計画の実施

本町は東海地震に係る地震防災対策強化地域外であるため、計画は以下の通り実施する。

- (ア) 町の地域は、強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導または協力要請によって対処する。
- (イ) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があることから、実状に合わせ対策の優先度に配慮していく。
- (ウ) 町及び各防災関係機関並びに近隣市町村等と関連する対策については事前に調整を図る。

5. 計画の位置づけ

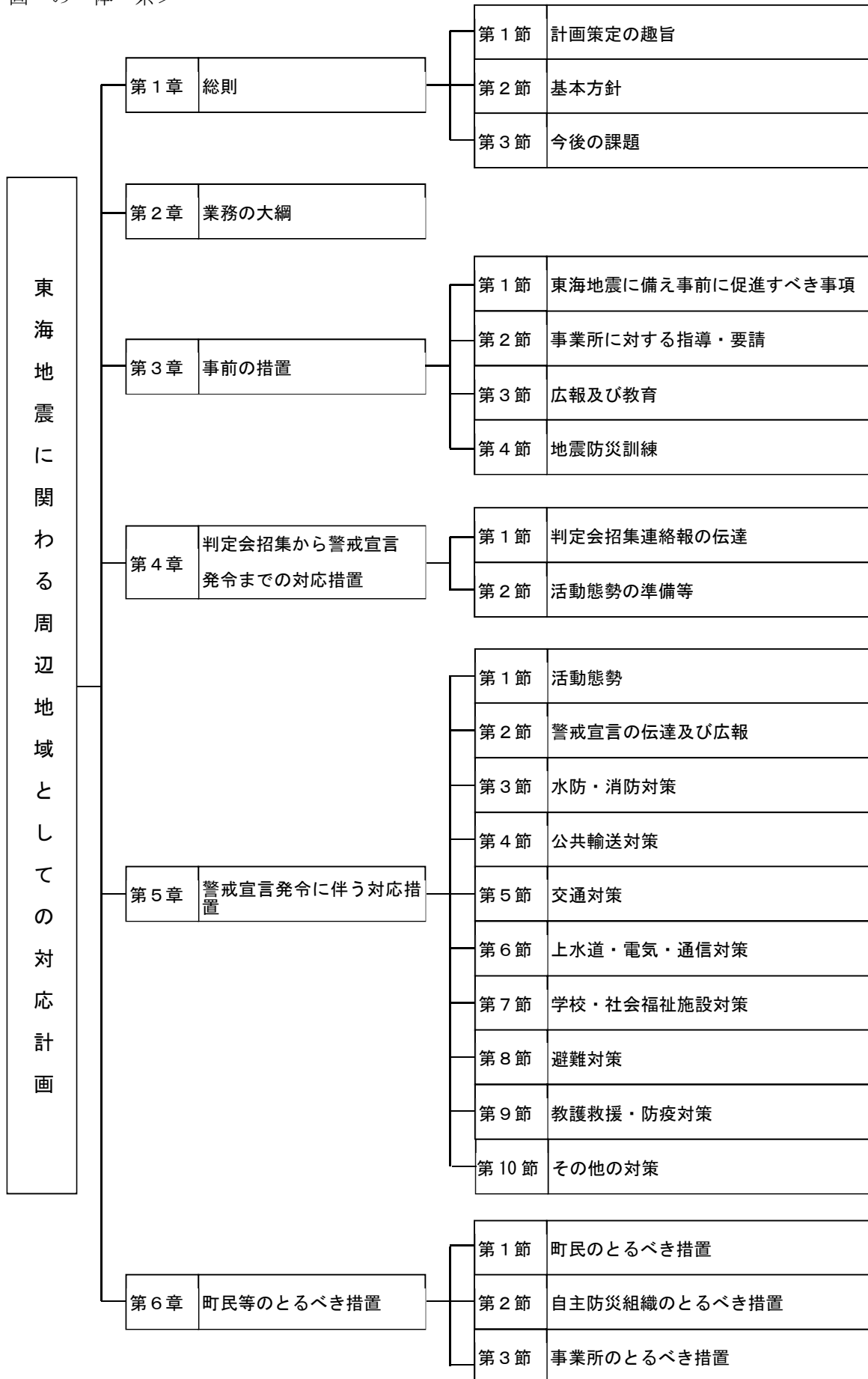
計画は、「鋸南町地域防災計画－第2編 震災対策編－第5部 東海地震に関わる周辺地域としての対応計画」（p2-244）として位置づける。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現体制下で考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加えていく必要がある。

なお、東海地震対策は昭和53年の大規模地震対策特別措置法の制定以来、一貫して観測情報の発表から判定会召集、警戒宣言の発令を経て地震の発生に備えるという予知型の地震対応に重点がおかれてきたが、東海地震は突発的に発災する可能性もあることに留意する必要がある。

<計画の体系>



第2章 業務の大綱

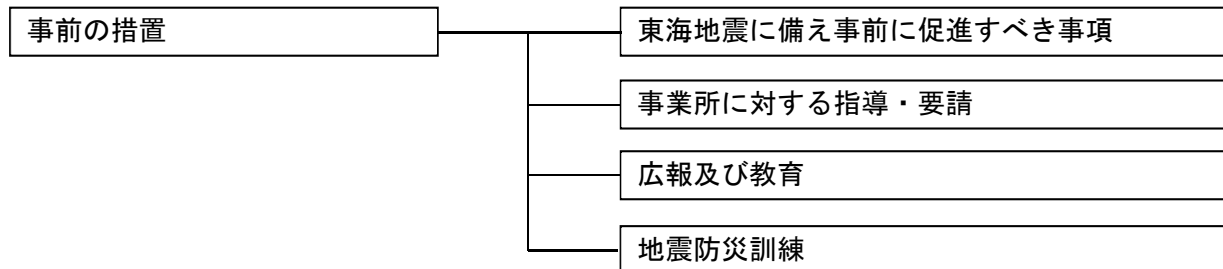
鋸南町が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

- (ア) 鋸南町防災会議及び鋸南町災害対策本部の措置、運営に関する事。
- (イ) 東海地震対策の連絡調整に関する事。
- (ウ) 東海地震に係る予防、応急対策に関する事。
- (エ) 地震予知情報の受理、伝達に関する事。
- (オ) 広報、教育、防災訓練に関する事。
- (カ) 消防・水防対策に関する事。
- (キ) 町が管理または運営する施設対策に関する事。
- (ク) 例外措置として町民避難に関する事。

第3章 事前の措置

実施体制〔消防本部〕

<施策の体系>



第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるためには、平常時から普段の準備を進めることが必要である。

このため「鋸南町地域防災計画」においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知可能であり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定める。

1. 情報伝達手段の整備

表 5.3.1 情報伝達の整備

機 関 名	内 容
総務企画課	<p>1. 防災行政無線の整備拡充 町内の通信連絡が、迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線（固定系）の通信網の整備拡充に努める。</p> <p>2. 他の通信施設の利用 町及び防災関係機関は、非常時、通信の輻綾或いは、被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設を優先利用できるよう、日頃から協力体制の確立を推進する。</p> <p>3. その他の情報収集・伝達手段 下記の情報収集手段や伝達手段を利用し、町民に対して情報伝達を実施する。 (ア)衛星電話（本庁、保健福祉総合センター（すこやか）、老人福祉センター（笑楽の湯）、建設水道課、浄水場、鋸南病院、鋸南苑 各1台） （令和3年度現在） (イ)戸別受信機（全家庭に設置済） (ウ)漁業協同組合の災害時優先電話（未設置） (エ)海面監視用 CCTV（未設置） (オ)定点カメラ（国道、河川等） (カ)各防災機関ホームページ (キ)消防団等による現地派遣職員からの情報 (ク)テレビ、ラジオ (ケ)J-ALERT</p>

2. 建築物・構造物の耐震対策

表 5.3.2 建築物・構造物の耐震対策

機 関 名	内 容
建設水道課 (建設環境室)	<p>1. 既存建築物の耐震対策 地震による建築物の被害を最小限にとどめ、また未然防止するため次の対策の促進を図る。</p> <p>① 木造住宅 木造住宅等の耐震対策は、県及び町が一体となって町民自らが点検できる耐震診断方法の啓発指導を行っていく。</p> <p>② ブロック塀等の倒壊防止 昭和53年6月の宮城県沖地震でブロック塀等の倒壊が多数発生した。このため、町では既存のブロック塀や石塀について通勤、通学路等を中心とした点検パトロールをまた、危険なブロック塀等については、補強等の改善を今後県と共に指導していく。</p>

3. 学校及びその他公共施設における対策

表 5.3.3 学校及びその他公共施設における対策

機 関 名	内 容
教育委員会	<p>1. 学校に対する指導 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時にその取り扱いを熟知しておく。</p> <p>(ア)戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないよう固定する。</p> <p>(イ)避難経路となる廊下、階段、出入口には避難障害となる戸棚、本箱等を置かない。</p> <p>(ウ)屋内額縁、掛時計、植木鉢等落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。</p> <p>(エ)万年塀、バックネット、国旗掲揚等、体育遊具施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。</p> <p>(オ)薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止の措置をする。</p>
総務企画課	<p>1. その他公共施設における対策</p> <p>(ア)転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定等の安全措置</p> <p>(イ)可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策</p> <p>(ウ)施設内における緊急避難所の安全スペースの確保</p>

4. 道路・河川・地すべり等の対策

表 5.3.4 道路・河川・地すべり等の対策

機 関 名	内 容
建設水道課 (建設環境室)	1. 施設等の点検整備 (ア)道路・橋りょう施設について、定期または随時に点検整備を行う。 (イ)河川構造物については、定期的に点検整備を行う。 2. 地すべり等危険地域の把握 町は、地すべり、山崩れ等の危険地域を調査し、東海地震発生に伴う危険予想地域をあらかじめ把握しておく。

5. 被害想定調査の実施

表 5.3.5 被害想定調査

機 関 名	内 容
総務企画課	1. 被害想定調査の実施 東海地震対応計画策定（修正）の基礎及び地域における影響度等の把握は、県が実施する震度分布、被害予想等による調査に基づく。

第2節 事業所に対する指導・要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止、及び災害要因の事前抑止等については、関係各事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項等について定める。

1. 防災対策上重要な事業所に対する指導

表 5.3.6 事業所に対する指導

機 関 名	内 容
消防本部 総務企画課	1. 総務企画課は、本計画に基づき町内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規定に定めるよう指導する。 ① 対象事業所 消防法第8条第1項もしくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規定を作成すべき事業所 ② 計画策定上の指導事項 <消防計画> (ア)火気の取り扱い (イ)自衛消防組織 (ウ)防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取り扱い (エ)教育訓練 (オ)顧客、従業員等の安全確保 (カ)情報収集、伝達、広報 (キ)薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク)営業方針、従業員の時差退社

	<p>(ケ)その他必要な事項</p> <p><予防規定></p> <p>(ア)施設の安全確保のための緊急措置</p> <p>(イ)火気の取り扱い</p> <p>(ウ)教育訓練</p> <p>(エ)安全設備、消防用設備等の点検取り扱い</p> <p>(オ)危険物輸送の安全対策</p> <p>(カ)情報収集、伝達、広報</p> <p>(キ)必要資機材の点検整備</p> <p>(ク)操業方針、従業員の時差退社</p> <p>(ケ)その他必要な事項</p> <p>③ 高圧ガス施設等に対する指導</p> <p>(ア)警戒宣言時における防災計画の作成等地震防災に関し、必要な事項を定めるよう指導する。</p> <p>(イ)火薬類、高圧ガス等の危険物等の集荷、販売貯蔵等を行う町内事業所のうち、地震防災上必要な措置を講じる必要があると認められる事業所の名簿を作成し、警戒宣言が発せられた場合における情報連絡体制の確立及び指導の方法について事前に検討する。</p> <p>④ 指導方法</p> <p>(ア)講習会、研修会</p> <p>(イ)印刷物</p> <p>(ウ)各種業界の集会</p> <p>(エ)消防行政執行時、その他</p>
--	--

2. 生活関連事業所に対する指導・要請

表 5.3.7 生活関連事業所に対する指導・要請

機 関 名	内 容
地域振興課 まちづくり推進室	<p>1. 食糧品、生活物資等を取り扱う事業所</p> <p>(ア)食糧品及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店に対し売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会等を通じて要請する。</p> <p>(イ)これらの指導・要請については県の指示に基づき行う。</p>
税務住民課 (税務収納室)	<p>1. 金融対策</p> <p>町税の対応措置</p> <p>(ア)警戒宣言発令による交通混乱が発生し、町税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>(イ)警戒宣言発令中においての町の一部または全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。</p>

<p>総務企画課 (総務管理室)</p>	<p>1. 金融機関の業務確保 町は、警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、相互銀行、信用金庫、農業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため県の指示に従い、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>① 金融機関の業務対応 (ア) 警戒宣言が発令された場合においても原則として平常通り営業を継続する。 (イ) 強化地域内に所在する金融機関向けの内国為替、手形交換為替業務の取り扱いについては停止する。</p> <p>② 金融機関の防災体制の確立 (ア) 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。 (イ) 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類及び物品等の安全確保及び要員の配置等について適切な応急措置を講じる。</p> <p>③ 顧客への周知徹底 (ア) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、店頭にその旨掲示する。 (イ) 警戒宣言の発令に伴い、金融機関のとるべき業務態様については、平常時より周知徹底を図る。</p> <p>2. 町民に対する指導 警戒宣言発令中における預金等の引出しについては、社会的混乱を防止するため、急いで預金引出しの必要のないことを指導する。</p>
--------------------------	--

第3節 広報及び教育

予知型の東海地震対策は、警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめることを目的としており、防災機関の職員はもとより、町民、事業所等が東海地震に対する正しい認識をもつとともに、法律及び運用上のシステム、町民、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、町民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講ぜられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期する。

1. 広報

(1) 町における広報

① 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を確保するため、広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は町民、事業所等が理解し易い簡易平易な表現を用いるとともに必要に応じて①平常時、②判定会招集時、③警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

② 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施に当たっては、特に町民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

警戒宣言、判定会等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

地震が発生した場合の本町域への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとる措置

- (ウ) 町民、事業所等が具体的にとるべき行動基準
- (エ) その他必要な事項
- (オ) 広報の方法

広報の方法は「広報きよなん」等の印刷物によるほか、防災行政無線等を使用して町民、各防災機関、事業所等に広報する。

2. 教 育

(1) 町職員に対する教育

町は、災害対策本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう、必要な事前の防災教育を実施する。

① 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及び本町域への影響等
- (ウ) 警戒宣言の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画の定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 町職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

② 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については総務企画課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童・生徒等に対する教育

町教育委員会は、公立学校の児童・生徒等に対し、東海地震を**含む地震全般**について正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

① 教育内容

- (ア) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (イ) 地震・津波に関する情報の活用
- (ウ) 地震・津波に対する備えについての理解

② 実施手段、指導の考え方等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し、避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震を**含む地震全般**に対する**知識**や対処行動の指導と実践化を図り自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 避難訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1. 町の訓練

町及び防災機関は、県が例年実施する総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施につとめる。

訓練の実施に**当たっては**、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、町民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

2. 町民、事業等が実施する訓練

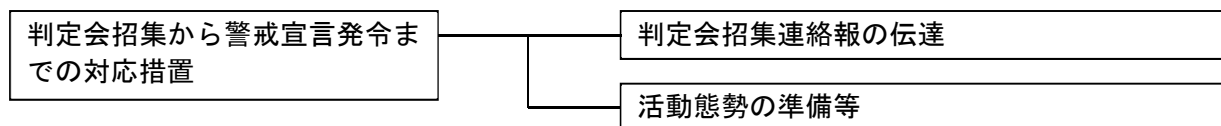
町、防災機関は、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案し、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 判定会招集から警戒宣言発令までの対応措置

実施体制〔総務企画課〕

警戒制限に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになっているが、本章では判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定める。

<施策の体系>



第1節 判定会招集連絡報の伝達

判定会招集連絡報の伝達系統及び伝達手段は次のとおりとする。

1. 伝達系統及び伝達手段

各防災機関は、町等から判定会に関する情報を受けた場合、または報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。

2. 伝達体制

町は、県から判定会招集連絡報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体に対し、直ちにその旨を伝達する。（この段階では町民への伝達を行わない）

3. 伝達事項

- (ア) 町及び各防災機関は、判定会招集連絡報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせて伝達する
- (イ) その他必要と認める事項

第2節 活動態勢の準備等

町及び各防災機関は、判定会招集連絡報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な態勢をとる。

1. 災害対策本部設置準備

緊急連絡態勢をとるとともに、鋸南町災害対策本部設置準備に入る。

2. 職員の参集

職員の参集は、第3 配備に移行できる範囲とする。

なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定める。

3. 判定会招集時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、総務企画課が関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- (ア) 判定会招集連絡報、地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達

(イ) 社会的混乱防止のため必要な措置

(ウ) 県、各防災機関との連絡調整

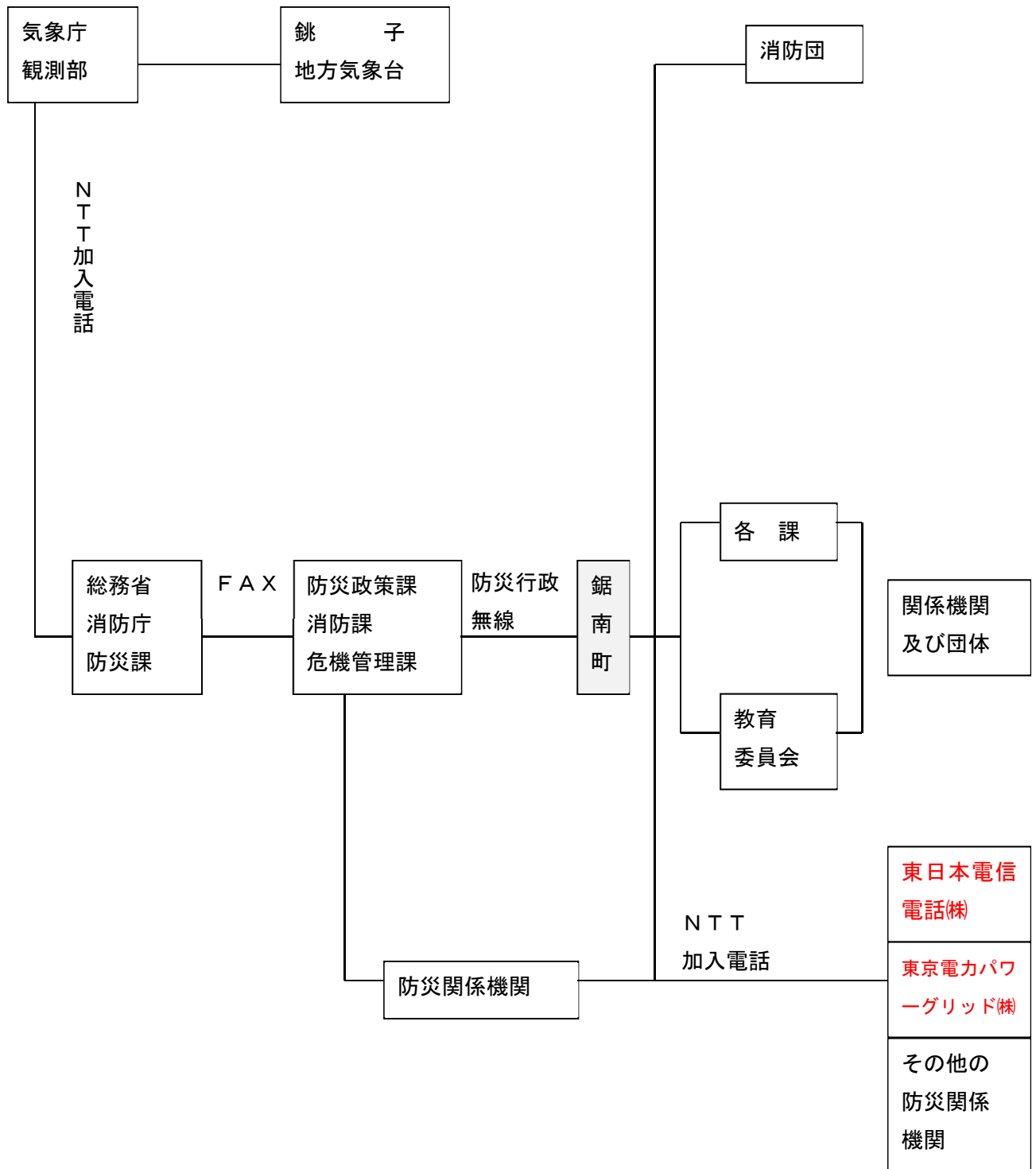


図 5.4.1 情報伝達体制

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

実施体制〔本部事務局、各班、教育委員会、県、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)〕

警戒発令が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間または地震の恐れがなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

<施策の体系>



第1節 活動態勢

1. 町の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

町は警戒宣言が発せられ、災害の発生する恐れがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。

(2) 本部の設置場所

災害対策本部は、役場庁舎内に設置する。

(3) 本部の組織運営、所掌事務

本部の組織は、災害対策基本法、鋸南町災害対策本部条例の定めによる。

災害対策本部の組織及び所掌事務については、「第2編 震災対策編—第2部—第1章—第2節 災害対策本部の設置と初動事務」により、次の通りである。

表 5.5.1 本部の構成及び所掌事務

区 分	内 容
構 成	<p>本部は、次の者をもって構成する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部長(町長) • 災害対策副本部長(副町長、教育長) • 災害対策本部員(本部長が指名する者各課・室・施設長)
所掌事務	<p>本部は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町本部の職員動員体制の発令及び廃止に関すること 2. 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること 3. 避難指示等に関すること 4. 災害救助法の適用要請に関すること 5. 県及び他市町、防災関係機関に対する応援または協力要請に関すること 6. 自衛隊に対する災害派遣の要請の依頼に関すること 7. 公用令書による公用負担に関すること 8. 災害対策に要する経費の処理方法に関すること 9. 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> • 本部の庶務は、消防班が行う

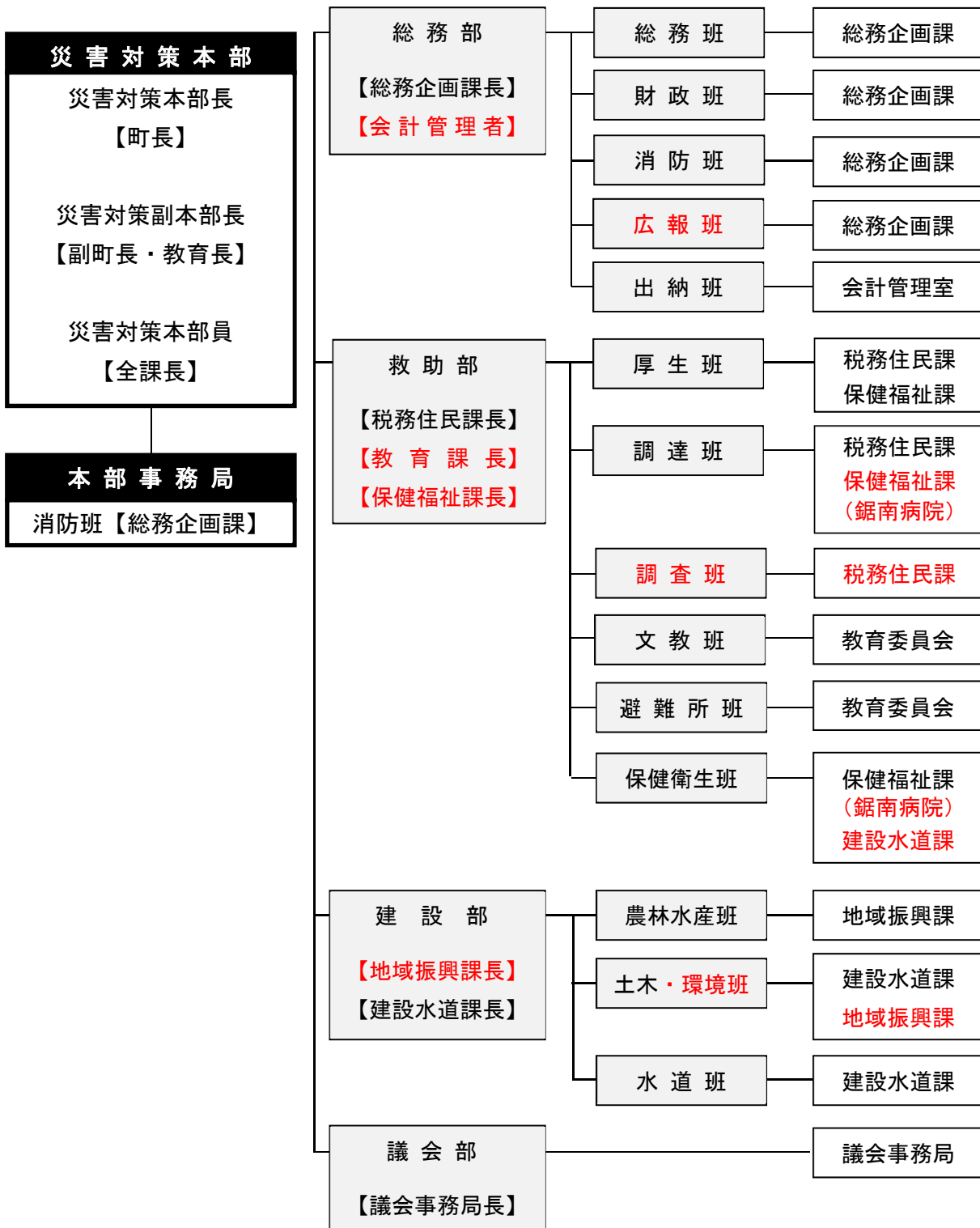


図 5.5.1 鋸南町災害対策本部組織図

表 5.5.2 鋸南町災害対策本部各部・班の事務分担

部 名	責任者	班	担当課(室)	所 掌 事 務
総務部	総務企画課長	総務班	総務企画課(総務管理室)	1. 関係各機関との連絡調整に関する事項 2. 災害情報及び報告に関する事項 3. 他班に属さない事項 4. 災害復旧・復興計画に関する事項 5. 備蓄物資に関する事項 6. 本部施設、自動車に関する事項
		財政班	総務企画課(企画財政室)	1. 災害関係予算に関する事項 2. 災害援助資金の収支に関する事項
		消防班	総務企画課(総務管理室)	1. 災害情報の収集、伝達に関する事項 2. 消防活動全般に関する事項 3. 救急、救援、防災に関する事項
		広報班	総務企画課(企画財政室)	1. メディア対応に関する事項 2. 災害見舞視察に関する事項 3. 災害関係広報に関する事項
	会計管理者	出納班	会計管理室	1. 援助資金の出納に関する事項 2. 救援物資の出納に関する事項
救助部	税務住民課長	厚生班	税務住民課(住民保険室) 保健福祉課(福祉支援室)	1. 救助部内の連絡調整に関する事項 2. り災者に対する援助業務に関する事項 3. 死体の捜索、収容及び埋・火葬に関する事項 4. 災害救助に関し他班に関しない事項 5. 要配慮者の避難支援 6. ボランティア活動の支援・調整等
		調達班	税務住民課(住民保険室) 保健福祉課(健康推進室) (鋸南病院)	1. 食糧、日用品調達・ 配分 に関する事項 2. 医療品、器材、資材調達・ 配分 に関する事項
		調査班	税務住民課(税務収納室)	1. 住家被害認定調査 2. り災証明書 の発行
	教育課長	文教班	教育委員会(教育総務室)	1. 災害時の応急教育対策に関する事項 2. 学用品の調達及び支給に関する事項
		避難所班	教育委員会(生涯学習室) (教育総務室)	1. 収容者に対する物資の給与または貸与に関する事項 2. 収容者に対する給食炊出しに関する事項 3. 避難誘導・避難所運営 4. 帰宅困難者対策
	保健福祉課長	保健衛生班	保健福祉課(健康推進室) (鋸南病院) 建設水道課(建設環境室)	1. 救護班の編成、指導、派遣に関する事項 2. 医療、助産、救急、救護に関する事項 3. 医薬品、衛生資材、防疫薬剤の需給に関する事項 4. 伝染病予防及び一般消毒に関する事項
	建設部	地域振興課長	農林水産班	地域振興課(農林水産振興室)
建設水道課長		土木・環境班	建設水道課(建設環境室) 地域振興課(まちづくり推進室)	1. 建設部に関する災害状況把握に関する事項 2. 河川、堤防、道路、橋りょうの復旧に関する事項 3. 土木関係業者の動員及び資材の確保に関する事項 4. 応急仮設住宅の設置及びり災家屋の応急修理に関する事項 5. り災地における清掃に関する事項 6. 災害廃棄物処理 7. その他土木、建設、 環境 に関する事項
		水道班	建設水道課(水道室)	1. 水道事業の応急対策全般に関する事項 2. 応急給水計画、飲料水の確保に関する事項
議会部	議会事務局長		議会事務局	1. 町議会との連絡調整に関する事項 2. その他議会に関する事項

※災害の種別及び規模により、担当課(室)の事務分担に関わらず全体調整により業務を行う
また、専門部署(課または室)が編成された場合は、所掌事務が変更となる

① 本部所掌事務

- (ア) 警戒宣言、地震予知情報等各種情報の収集伝達
- (イ) 各防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (ウ) 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施
- (エ) 広報車等による町民への情報伝達
- (オ) その他必要な事項

(4) 配備態勢

町長は、災害が発生、または発生する恐れがある場合に配備体制の指令を発し、以下の配備基準により、職員を配備する。なお、各責任者は、それぞれの部または各班の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておく。

災害対策本部の配備態勢は次の通りとする。

表 5.5.3 地震災害等に対処する配備

配備種別		配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部設置前	第1配備	①町内震度が4を記録したとき (自動配備) ②気象庁が津波予報区の千葉県内房に「津波注意報」を発表したとき (自動配備) ③南海トラフ地震臨時情報(調査中)若しくは同(巨大地震注意)が発表されたとき (自動配備)	<ul style="list-style-type: none"> • 災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める 	<ul style="list-style-type: none"> • 総務企画課、地域振興課、建設水道課 • ②だけの場合、総務企画課、地域振興課
	第2配備	①町内震度が5弱を記録したとき (自動配備) ②気象庁が津波予報区の千葉県内房に「津波警報」を発表したとき (自動配備) ----- ①南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき (自動配備)	<ul style="list-style-type: none"> • 第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める 	<ul style="list-style-type: none"> • 第1配備に加え、全課長、全室長、全施設長
災害対策本部設置後	第3配備	①町内震度が5強以上を記録したとき (自動配備) ②気象庁が津波予報区の千葉県内房に「大津波警報」を発表したとき (自動配備) ----- ①以下のうち1以上に該当する場合で、本部長が必要と認めたとき <ul style="list-style-type: none"> • 地震または津波により局地災害が発生した場合 • 地震または津波により大規模な災害が発生する恐れがある場合等で、本部長が必要と認めたとき • 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき 	<ul style="list-style-type: none"> • 町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は所属職員全員とする 	<ul style="list-style-type: none"> • 全職員

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

警戒発令が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、町民に対する広報を実施する。

1. 警戒宣言の伝達

(ア) 県から警戒宣言及び大規模地震関連情報等を受けたときは、**下図に示す災害情報通信連絡系統**によるほか、防災対策上重要な機関（病院等）に対して、直ちにその旨を伝達する。

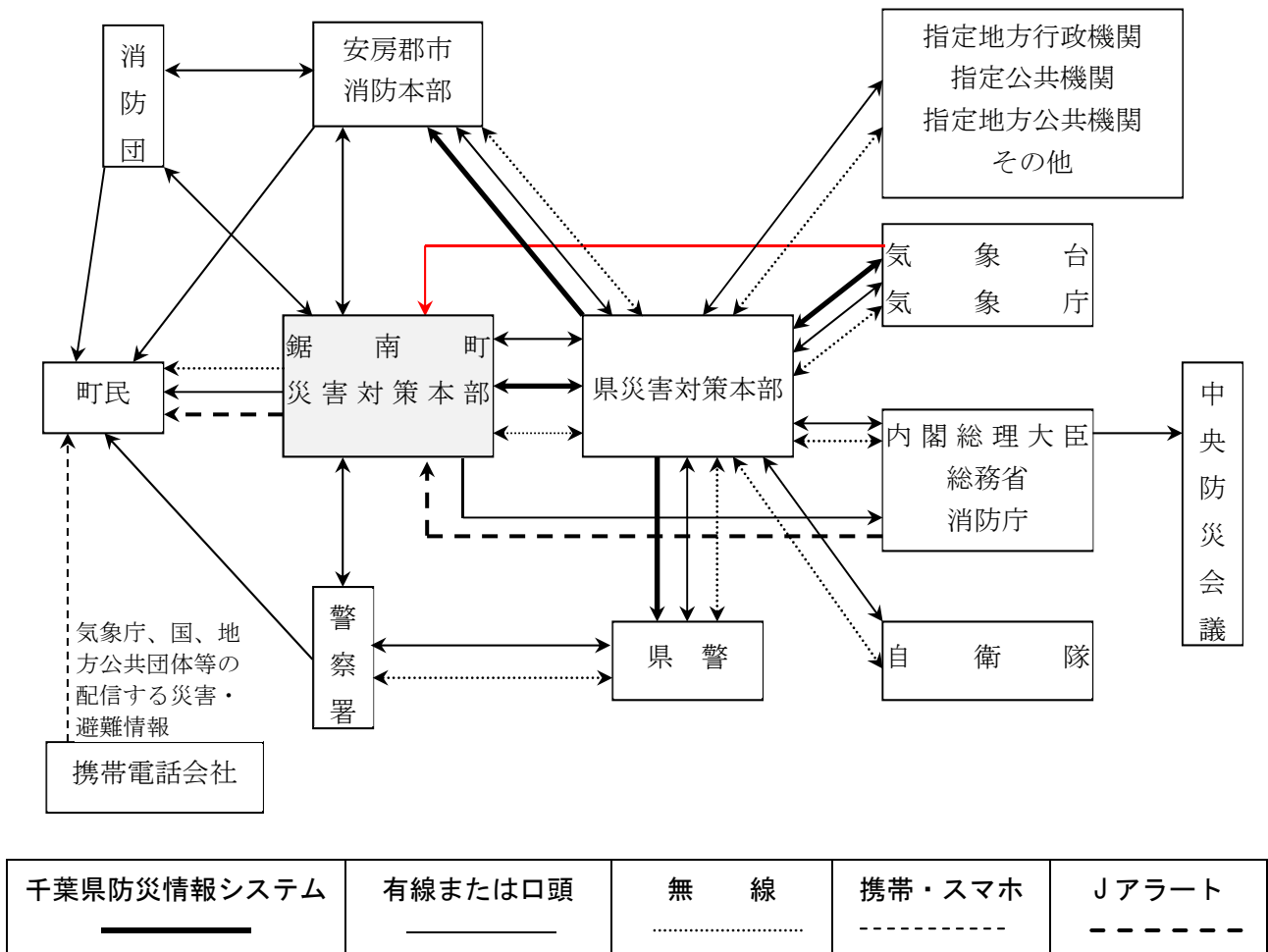


図 5.5.2 災害情報通信連絡系統

(イ) 町民に対しては、消防団の協力を得て、地震防災信号（サイレン吹鳴と警鐘）により警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、広報車による広報を実施する。

(2) 広報の実施方法

広報車より広報活動を行う。なお、広報責任者はあらかじめ定めた広報計画により職員、町民等に対する情報伝達を積極的に行う。

<広報例文Ⅰ>

「こちらは防災きょなんです。ただいま、地震に関する警戒宣言が発令されました。町民の皆さんは、テレビ、ラジオ等をよく聞き、地震に備え冷静に行動して下さい。」

<広報例文Ⅱ>

「こちらは防災きょなんです。ただいま、地震に関する警戒宣言が発令されております。町民の皆さんは、次のことに注意し、地震に備えて冷静な行動をとって下さい。」

<広報例文Ⅲ>

「こちらは防災きょなんです。〇〇地域に予想されている地震は、県からの情報によれば、〇〇〇〇〇〇〇〇とのことです。その後の情報をよく聞き、地震に備え冷静な行動をとって下さい。」

<広報例文Ⅳ>

「こちらは防災きょなんです。地震の発生が予想され発令された警戒宣言は、本日〇〇時〇〇分解除されました。」

第3節 水防・消防対策

町、消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して、次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (ア) 正確な情報の収集及び伝達
- (イ) 火災、水災防禦のための警戒
- (ウ) 崖地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難態勢の整備
- (エ) 火災発生の防止、初期消火等に関する町民、事業所への広報
- (オ) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (カ) 資機材の点検整備の実施

第4節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る駅ターミナル等においては混乱の発生が懸念される。このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、的確な情報伝達、旅行の自粛等の対応措置を講じる。町は鉄道事業者と緊密な連携をとり、町民への情報提供等について協力する。

第5節 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、町は緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関（県道、管理者）との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(建設水道課)

1. 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となる恐れのある道路、橋りょうを重点的に緊急点検巡視とする。

2. 工事中道路の安全対策

緊急時に支障とならぬよう、原則として工事を中止し、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置等の安全対策を講じたうえで、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第6節 上水道・電気・通信対策

1. 上水道対策

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(建設水道課)

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、町民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動態勢の確立を図る。また、工事店等との連絡協力態勢について確認する。

② 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

(ア) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておき、警戒宣言が発せられた場合はこれに基づき直ちに点検確認を実施する。

(イ) 湯沢配水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。

(ウ) 配水池及び配水塔の水位は、できるだけ高水位を維持し、町民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう調整を行う。

(エ) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、町民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

表 5.5.4 上水道関係の広報活動

広報内容	<p>1. 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること</p> <p>2. 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること</p> <p>① 飲料水のくみおき ポリタンク、バケツ等を利用してふたをし、3日ごとに新しい水にくみかえ、水質保全に留意する。</p> <p>② 生活用水のくみおき 浴槽等を利用し、貯水する。</p> <p>③ その他 くみおき容器の転倒防止及びくみおき水の流出防止策を講じる。</p> <p>3. 発災後、断水が起った場合の連絡先及び応急給水態勢</p>
広報手段	<p>1. 広報車による広報</p> <p>2. 水道工事店の店頭掲示等</p>

2. 電気対策

東京電力パワーグリッド株式会社は警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 要員の確保

非常災害対策本(支)部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

② 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本(支)部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

① 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措施

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

表 5.5.5 電気関係の広報活動

広報内容	1. 無断昇柱、無断工事をしないこと 2. 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること 3. 断線垂下している電線には絶対に触らないこと 4. 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること 5. 屋外へ避難する場合は、安全器またはブレーカーを切ること 6. 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと 7. その他事故防止のための留意すべき事項
広報手段	1. 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 2. 広報車等による広報

3. 通信対策

警戒宣言の発令に**当たっては**、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、一般町民に大きな支障をきたさないことを基本として次のとおり対処する。

（東日本電信電話株式会社）

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は次のとおりとする。

- (ア) 就労中の職員は原則として引き続き応急対策等の業務に従事する。
- (イ) 休日、夜間等においては非常招集を行い、必要な要員を確保する。

(2) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- (ア) 局内予備発動発電設備、携帯発動発電機の点検及び燃料の確認
- (イ) 非常用無線機の点検確認
- (ウ) 応急復旧資材、車両の点検確認
- (エ) 工事中施設の安全措施

(3) 応急対策

① 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般町民の家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- (ア) 防災関係機関等の重要な通信は最優先でそ通を確保する。
- (イ) 一般通信については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として街頭公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限りそ通を確保する。

- (ウ) 非常・緊急電報の取り扱い確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は遅延承知のものに限り受け付ける。

(4) 電話輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛と協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

<広報文>

「東海地震の警戒宣言が発令されたため、〇〇地方の電話は大変込み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通話を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いいたします。

第7節 学校・社会福祉施設対策

1. 学校対策

町は、警戒宣言が発せられた場合には、児童、生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対処する。

- (ア) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、計画により下校の措置をとる。
- (イ) 児童、生徒等の下校方法については、通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、または連絡網を通じ、保護者の来校を求めて下校させる。
- (ウ) 学校に残留し、保護する児童、生徒等（上記以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- (エ) 家庭への連絡は、通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- (オ) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休業とする。
- (カ) 防災上急務と思われる校舎内外の施設、設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、崖下、万年堀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- (キ) 職員は、あらかじめ計画された分掌により、迅速な行動をとる。
- (ク) 地域の関係機関、団体との連携を密にし、対応する。

(教育委員会)

2. 社会福祉施設対策

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び園児等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講じる。

(教育委員会)

(1) 情報の受伝達

施設の長は、警戒宣言が発せられた場合、原則として保育等を中止して警戒宣言が解除されるまで臨時休園の措置をとる旨、直ちに保護者に伝達する。

(2) 施設の防災点検

応急補修、設備・備品等の転倒、落下の防止措置等を実施する。

(3) 出火防止

消火器等の点検・火気使用設備等の使用制限・緊急貯水等を実施する。

(4) 避難・救護・物資

通園者等の安全確保、応急救護態勢、避難スペースの確保及び食糧、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保、救護運搬用具等の確認。

(5) 園児等の引き渡し方法

- (ア) 園児は、あらかじめ定めた方法により、利用者名簿確認のうえ、保護者に引き渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
- (イ) 保護者への引き渡しが進むまで園児は園で保護する。
- (ウ) 園外における指導時には、速やかに帰園し、帰園後園児を保護者に引き渡す。また、交通機関、道路の状況等によって、帰園することが危険と判断される場合は、園に連絡をとり適宜の措置をとる。

(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

- (ア) 園児の引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打合せをする。
- (イ) 職員、園児、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。

第8節 避難対策

警戒宣言発令時においては原則として避難する必要はないが、地震の発生により崖崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあっては、町長は町民の生命及び身体を保護するためあらかじめ避難対象地区を選定しておく。また、警戒宣言が発せられた場合には、避難の指示を行い、町民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じる。

1. 警戒宣言時の措置

(1) 避難指示

町長は、防災関係機関と協力して、広報車等により速やかに**避難指示等の発表**を行う。

(2) 収容施設（避難所）の確認

- (ア) 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- (イ) 防災設備等を確認する。
- (ウ) 給食、給水用資器材を確認する。
- (エ) 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達態勢の確認

収容施設（避難所）におけるラジオ、無線機等による情報伝達態勢を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

収容施設（避難所）を開設した場合は、速やかに、県、防災関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

収容施設（避難所）を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要介護者に対する介護措置

幼児、児童、老人、病弱者等、他人の介護を要する者に対して必要な介護を行う。

(7) 給食・給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して給食活動を行う。

(8) 生活必需物資の給与

衣料、寝具等生活必需物資の不足する者に対して給与活動を行う。

(9) 生活必需物資の給与

避難終了後、防災関係機関等と協力のうえ、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2. 事前の措置

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておく。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、崖崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 収容施設（避難所）の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を収容施設（避難所）として指定する。

(3) 避難指示態勢の確立

広報車等による避難指示態勢を確立しておく。

(4) 情報伝達態勢の確立

収容施設（避難所）におけるラジオ、無線機等による情報伝達態勢を確立しておく。

(5) 要介護者に対する介護態勢の確立

幼児、児童、老人、病弱者等、他人の介護を要する者の把握につとめるとともに、警戒宣言時における介護態勢を確立しておく。

(6) 町民に対する周知

避難対象地区の町民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第9節 救護救援・防疫対策

1. 救護救援対策

表 5.5.6 救護救援対策

機 関 名	内 容
保健福祉課 鋸南病院	1. 警戒宣言が発せられた場合、救護班を設置し、職員を非常招集するとともに、関係機関との情報交換を密にする。 2. 救護出勤要請に備え、出勤準備を整える。 3. 病院機関に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう、また発災後の負傷者への対応を要請する。 4. 応急救護等が必要となる事態の発生に際し、町民からの要請があった場合は、直ちに日本赤十字社千葉県支部に対し、毛布、敷布、日用品セット、医薬品等、生活必需品の応急援護を要請する。

2. 防疫対策

災害発生時における伝染病の発生と流行を未然に防止するため、次のとおり防疫体制を講じる。

- (ア) 伝染病予防法第15条に定める伝染病予防委員の選任、防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関する事。
- (イ) 災害発生後必要と思われる防疫用器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関する事。
- (ウ) 飲料水の安全確保に関する事。

3. 避難者等の健康管理、二次健康被害の予防

町は安房健康福祉センター（保健所）と連携し、要配慮者の健康状態等の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。

4. 体制整備

町は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について安房健康福祉センター（保健所）と協議を行う。

健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。

第10節 その他の対策

1. 食糧、医薬品の確保

町及び安房健康福祉センター（保健所）は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するために次の措置を講じる。

(1) 食糧の確保

- (ア) 米穀の確保に当たっては、県に対し災害応急食糧割当申請を行えるよう準備態勢をとる。
- (イ) 町・業者間の協力体制を確立し、運搬車両及び人員の手配を指示する。
- (ウ) 米穀小売販売業者または卸売業者等へとう精準備態勢をとるよう指示する。
- (エ) その他の食糧の確保に当たっては、町内小売販売業者等に対し、在庫の確認及び出庫準備態勢をとるよう要請する。

(2) 医薬品の確保

表 5.5.7 医薬品の確保

担 当	対 応
安房健康福祉センター （保健所）	町と協力のうえ、県が指定してある備蓄センターに要請し、備蓄医薬品の需給準備態勢を図る。

2. 緊急輸送の実施準備

町は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保する。

(2) 町が管理、運営する施設対策

警戒宣言が発せられた場合、町が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設等については、原則として開館、開催を自粛する。なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

3. 町税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令等における町税の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (ア) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について状況に応じ、適切に対処する。
- (イ) 警戒宣言発令に引き続き、町の一部または全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

4. 危険動物の逃走防止

県において「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」が制定されており、同条例第2条において危険な動物として、20種類指定されている。

飼養の許可及び調査、措置命令等の権限は知事にある。

災害時において、施設から動物が逃走したとき、飼養者は直ちに知事、町長、警察等関係機関に通報する義務が課せられている。

この通報があったときは直ちに緊急措置を適切に講じせるとともに、広報車により町民に注意を呼びかけ、危険な動物による人の生命身体または財産に対する侵害を防止する。

第6章 町民等のとるべき措置

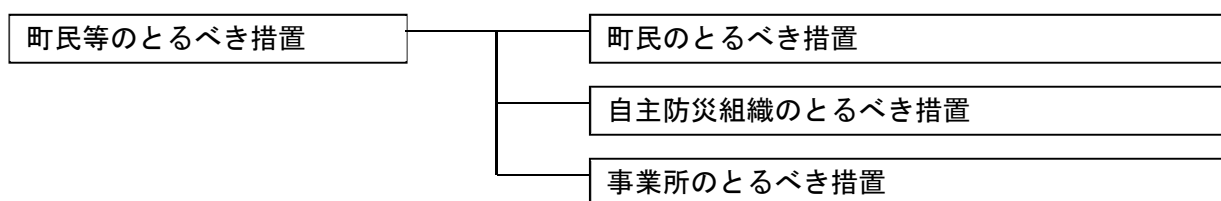
実施体制〔総務班、各事業所、町民、自主防災組織〕

東海地震が発生した場合、県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、壁への割れ目発生や石とうろうの倒壊、煙突・石垣等の破損が予想される。また、軟弱な地盤では煙突・石垣等の崩壊や、ブロック塀の倒壊等の被害が予想される。

町を始め各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、町民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすと思われる。

本章では、町民、自主防災組織、事業所が平常時、判定会招集時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示す。

＜施策の体系＞



第1節 町民のとるべき措置

表 5.6.1 町民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>1. 家や塀の耐震化を促進する (ア)わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 (イ)ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。</p> <p>2. 家具類の転倒、落下防止措置をとる (ア)タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 (イ)家具類の上に重いものや重いものやガラス類を置かない。 (ウ)窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>3. 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する (ア)ガスコンロ、ガストーブ等の提起点検を行う。 (イ)プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (ウ)火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (エ)火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）をおかない。</p> <p>4. 消火器、消火用水の準備をする (ア)出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (イ)出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</p> <p>5. 非常用飲料水、食糧の準備をする (ア)飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の生命水≒約2～3ℓ）。 (イ)食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など）と日頃の買い置きなどを</p>

	<p>合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>6. 救急医薬品の準備をする 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱等に 入れて準備しておく。 なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備 しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。</p> <p>7. 生活必需品の準備をする 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレトーパー、食用ラ ップ、ゴミ袋など）を準備しておく。</p> <p>8. 防災用品の準備をする トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、 バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>9. 非常持出品の準備をする 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまと めておく。 例) 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など</p> <p>10. 防災講習会、訓練へ参加する 町、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知 識、行動力を高める。</p> <p>11. 家族で対応措置の話し合いをする 判定会招集時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っ ておく。 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合 っておく。</p> <p>12. 自主防災組織に積極的に参加する</p>
<p>判定会招集時 (報道開始時)から警戒宣言が発 令されるまで</p>	<p>1. テレビ、ラジオ等で正しい判定会情報を入手し、冷静な行動をとる</p> <p>2. 電話の利用を自粛する</p> <p>3. 自家用車の使用を自粛する</p> <p>4. 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する</p> <p>5. 不要な預貯金の引き出しを自粛する</p>
<p>警戒宣言が発令 されてから地震 発生まで</p>	<p>1. 警戒宣言情報を入手する</p> <p>(ア) 町等の防災信号(サイレン、半鐘)等に接したときは、直ちにテレビ、ラ ジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(イ) 県、町、警察署、防災関係機関の関連情報を注意する。</p> <p>2. 家具類の転倒、落下防止措置を確認する</p> <p>(ア) 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>(イ) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。</p> <p>(ウ) ベランダの置物をかたづける。</p> <p>3. 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する</p> <p>(ア) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>(イ) ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>(ウ) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>(エ) 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>4. 消火器、消火水の置き場所を確認する</p>

	<p>5. ブロック塀、石塀、門柱を点検する 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>6. 非常用飲料水、食料を確認する</p> <p>7. 救急医薬品を確認する</p> <p>8. 生活必需品を確認する</p> <p>9. 防災用品を確認する</p> <p>10. 電話の使用を自粛する 県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせはひかえる。</p> <p>11. 自家用車の利用を自粛する (ア) 路上に駐車中の車両は、空き地、駐車場に移動する。 (イ) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>12. 児童生徒や要配慮者の安全を確認する (ア) 児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。 (イ) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>13. エレベーターの使用をさける</p> <p>14. 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する</p> <p>15. 不要な預貯金の引き出しを自粛する</p>
--	---

第2節 自主防災組織のとるべき措置

表 5.6.2 自主防災組織のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>1. 組織の編成と各班の役割を明確にする</p> <p>2. 防災知識の普及活動を行う (ア) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (イ) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、崖崩れ等災害危険箇所を把握する。 (ウ) 地域内の消防水利を把握する。 (エ) 地域内のブロック塀、石塀、門柱擁壁等の安全点検を行う。 (オ) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>3. 防災訓練を行う 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。</p> <p>4. 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する (ア) 各戸に対して火気使用器具使用場所の点検を指導する。 (イ) 各戸に対して易・可能性物品の点検を指導する。 (ウ) プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>5. 防災資機材等を整備する 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備しておく。</p> <p>6. 情報の収集、伝達体制を確立する (ア) 町、各防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (イ) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p>

判定会招集時 (報道開始時)か ら警戒宣言が発 令されるまで	1. テレビ、ラジオ等で正しい判定会情報を入手する 2. 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける
警戒宣言が発令 されてから地震 発生まで	1. 自主防災組織の活動態勢を確立する (ア) 自主防災組織の編成を確認する。 (イ) 自主防災組織本部を設置する。 (ウ) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2. 町、各防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対 して周知する 3. 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける (第1節を参照) 4. 防災資機材等を確認する 5. 児童生徒や要配慮者の安全確保を呼びかける 6. 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する

第3節 事業所のとるべき措置

表 5.6.3 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	1. 消防法より消防計画、予防規定を定めなければならない事業所はもとより、その 他の事業所においても、あらかじめ防災責任者(消防法でいう防水管理者にあた る者)を定め、消防計画を作成する 防災計画作成上の留意事項は次のとおりとする。 (1) 自主防災体制の確立 (ア) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (イ) 組織の役割分担の明確化 (2) 教育及び広報活動 (ア) 従業員の防災知識の高揚 (イ) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (3) 防災訓練 災害に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 (4) 危険防止対策 (ア) 施設、設備の定期点検 (イ) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 (5) 出火防止対策 (ア) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (イ) 消防水利、機材の整備点検 (ウ) 商品の整備点検 (エ) 易・可燃性物品の管理点検 (6) 防災資機材等を整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備 (7) 情報の収集、伝達体制を確立 (ア) 町、各防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に 対して伝達する体制の確立 (イ) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報の選定

<p>判定会招集時 (報道開始時)から警戒宣言が発令されるまで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ、ラジオ等で正しい判定会招集情報を入手する。 2. 自衛防災体制を準備、確認する。 3. 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4. その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主防災組織の活動態勢を確立する <ul style="list-style-type: none"> (ア) 自衛防災組織の編成を確認する。 (イ) 自衛防災組織本部を設置する。 (ウ) 自衛防災組織の役割分担を確認する。 2. 情報の収集、伝達態勢をとる <p>町、各防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> 3. 危険防止措置を確認する <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設、設備を確認する。 (イ) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、落下防止措置を確認する。 4. 出火防止措置を確認する <ul style="list-style-type: none"> (ア) 火気器具等の使用は原則として自粛し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる態勢をとる。 (イ) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (ウ) 消防水利、機材を確認する。 (エ) 易・可燃性物品を確認する。 5. 防災資機材等を確認する <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> 6. 食料品等生活必需品物資を販売(取り扱い)する事業所においては、町民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する 7. 不特定かつ多数の者が出入りする旅館及び店舗等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する 8. 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する 9. バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する 10. 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等とし、原則として交通機関を利用しない。 11. 電話の使用を自粛する <p>県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> 12. 不要な預貯金の引き出しを自粛する